

## II. 調查報告

---



## **(1) 地方自治体の障害者スポーツ振興に関する調査**

---



## 主な調査結果

### **多くの自治体で「障害福祉・社会福祉関連部署」が障害者スポーツを所管**

都道府県では、40 道府県が「障害福祉・社会福祉関連部署」、7 都県(福島県、神奈川県、東京都、滋賀県、鳥取県、福岡県、佐賀県)が「首長部局のスポーツ担当部署」、市区町村では、およそ 7 割が「障害福祉・社会福祉関連部署」、2 割が「教育委員会等のスポーツ担当部署」であった。【図表 1-1、1-13】

### **都道府県は競技会、市区町村はレクリエーションを中心とした事業を展開**

障害者スポーツ振興に関する事業については、都道府県では、「障害者スポーツの競技大会」「障害者スポーツ指導者養成講習会」「障害者スポーツ・レクリエーションの教室(一定期間内の継続事業)」の順で多く、市区町村では、「障害者スポーツ・レクリエーションの運動会(市民大会など)」「障害者スポーツ・レクリエーションの教室(単発事業)」「障害者スポーツ・レクリエーションの教室(一定期間内の継続事業)」の順で多かった。【図表 1-3、1-16】

### **都道府県は障害者スポーツ団体、市区町村は社会福祉協議会との連携が盛ん**

事業実施の協力団体や委託先については、都道府県では、「障害者スポーツ協会」「障害者スポーツ指導者組織」が多く、市区町村では、「市区町村社会福祉協議会」「障害者の当事者団体、家族会等」が多かった。また、人口規模が小さいほど、市区町村社会福祉協議会と協力している市区町村の割合が高い傾向がみられた。【図表 1-5、1-19、1-20】

### **スポーツ推進に関する審議会が障害者関係者が委員に就任している都道府県が増加**

スポーツの推進に関する審議会の有無と障害者関係者の委員就任について、「審議会があり、障害者関係者が委員に就任している」と回答した都道府県が 38 件で、2012 年度と比較して 8 件増えている。市区町村では、スポーツ推進に関する審議会を設置する自治体が約 20% 増え、障害者関係者が委員に就任している自治体も約 5% 増えている。【図表 1-7、1-23】

### **障害者に対して合理的な配慮をした事例を把握していた都道府県は 9 件**

主催するスポーツ事業や公共スポーツ施設において、障害者差別解消法の施行以降、障害者に対して合理的な配慮をした事例を把握していた都道府県は 9 件であった。市区町村では、事例を把握していた自治体は 1 割弱であった【図表 1-8、1-25】

### **障害者スポーツを推進する体制は自治体により多様だが、組織間の連携が重要**

障害者スポーツの推進体制は、自治体により様々だが、各地で多様な組織・団体と連携した特徴的な取組がみられる。福岡市では、行政、障害者スポーツ協会、障害者スポーツセンター、当事者団体等の多様な組織・団体で実行委員会を構成し、「福岡市障がい者スポーツ大会」「福岡都市圏障がい者ボウリング大会」等を開催している。大阪府高槻市では、文化スポーツ振興課、障がい福祉課、スポーツ推進委員協議会・障害者団体・スポーツ団体等の代表者から組織された「障がい者スポーツ振興懇話会」を発足し、「ふれあいプールレクリエーション」「ふれあいレクリエーションスポーツの集い」を支援している。

## 1. 調査概要

---

### 1. 1 調査目的

本調査は、地方自治体における障害者スポーツ行政の実態を明らかにし、障害者のスポーツ施策の充実に資するデータの把握及び分析を行うことを目的とする。

### 1. 2 調査対象

47 都道府県及び 1,741 市区町村を対象とした。

### 1. 3 調査方法及び回収結果

#### 【調査 1】質問紙調査

##### (1) 調査方法

記名式の質問紙調査

回答は郵送、電子メールで受け付けた。

##### (2) 調査内容

主な調査項目は、以下のとおりである。

- ・障害者スポーツ担当部署と実施事業について  
障害者スポーツの主たる担当部署、障害者スポーツ事業の所管部署  
障害者のスポーツ振興に関する事業の実施状況  
参加者の障害種、事業実施の際の主な協力団体や委託先  
「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」の活用
- ・スポーツ推進に関する審議会と障害者差別解消法について  
スポーツ推進に関する審議会の有無と障害者関係者の委員就任状況  
障害者に対して「合理的配慮」をした事例の把握  
障害者から差別に関する申し立てを受けた事例の把握
- ・公共スポーツ施設と障害者について  
公共スポーツ施設における障害者への配慮  
公共スポーツ施設の指定管理者に求める障害者への対応  
障害者のスポーツ参加促進のための取組

##### (3) 回収結果

回収数は 1,063 件(回収率:59.5%)、うち都道府県 47 件(回収率:100%)、市区町村 1,016(回収率:58.4%)であった。

#### (4) 調査期間

2016年9月2日～9月30日

### 【調査2】事例調査(ヒアリング調査)

#### (1) 調査方法

障害者スポーツ振興体制や事業の実施状況などについて、都道府県・市区町村の障害者スポーツ担当部署の担当者に対して聞き取りによる調査を実施し、5件の自治体の事例をまとめた。

#### (2) 調査内容

主管部署、自治体規模、特徴的な事業(障害者スポーツ大会、障害者スポーツ教室など)の開催実施状況、関連団体との連携状況、公共スポーツ施設における障害者の利用状況、障害者スポーツに関する計画の有無など

#### (3) 調査期間

2017年1月～2月

注)調査結果(質問紙調査)内で用いる2012年度データは、笹川スポーツ財団「健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)」(平成25年3月)より引用している。

## 2. 調査結果(質問紙調査)

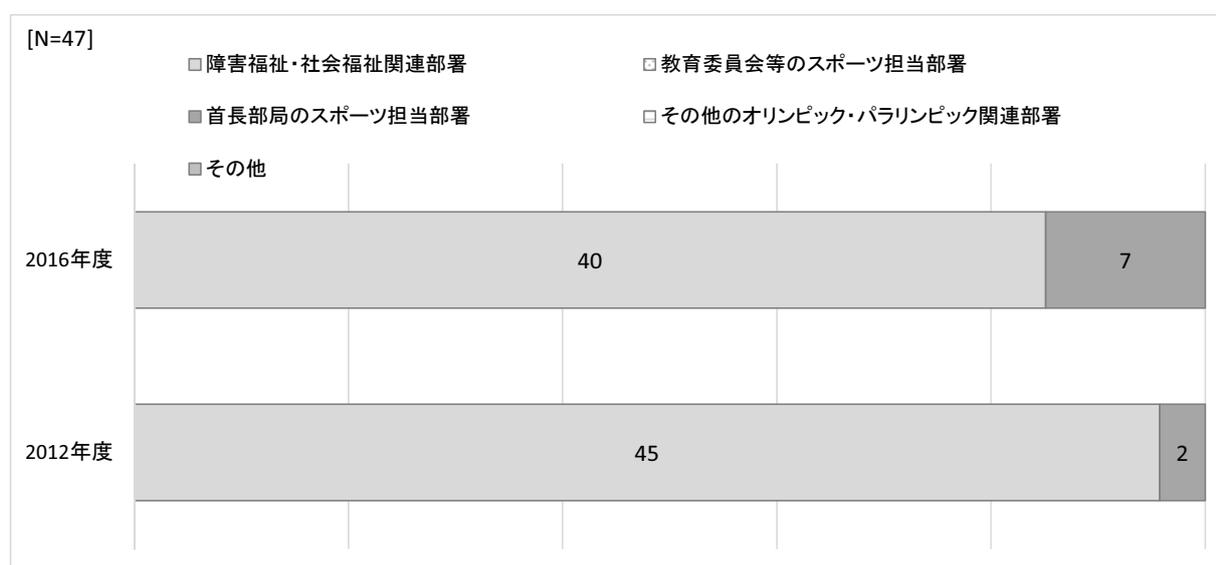
### 2. 1 都道府県

#### (1) 障害者スポーツ担当部署と実施事業

##### ①障害者スポーツの主たる担当部署

都道府県における障害者スポーツの主たる担当部署は、40 都道府県が「障害福祉・社会福祉関連部署」、7 都道府県が「首長部局のスポーツ担当部署」であった(図表 1-1)。2012 年度と比較すると、5 都道府県が担当部署を首長部局に移管している。

図表 1-1 障害者スポーツの主たる担当部署(都道府県)

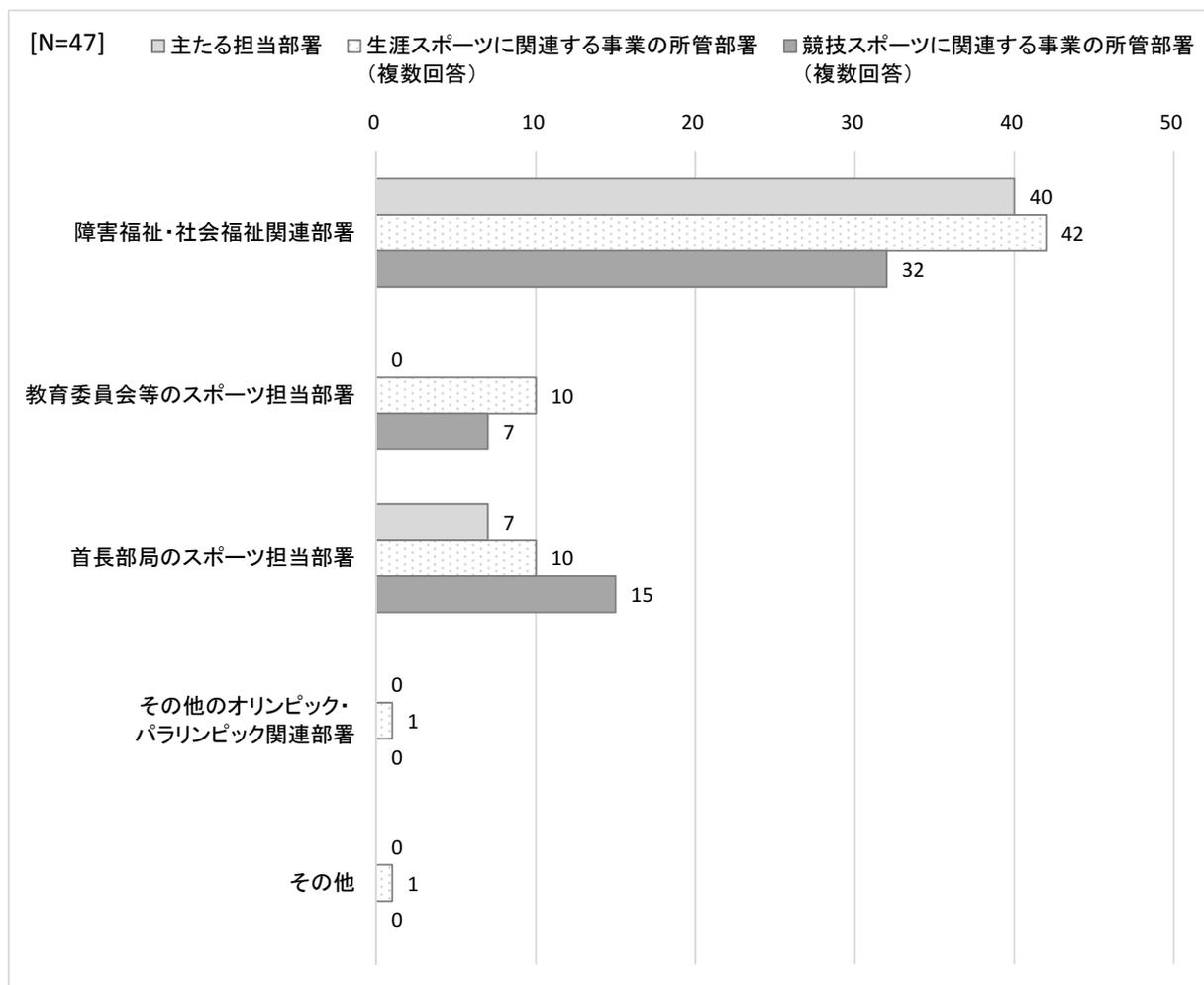


注)2012 年度調査では「その他のオリンピック・パラリンピック関連部署」の選択肢は含まれていない。

## ②障害者スポーツ事業の所管部署

主たる担当部署に加えて、障害者の生涯スポーツ・競技スポーツに関連する事業を所管している部署についても尋ねた。主たる担当部署は大半が「障害福祉・社会福祉関連部署」であったが、実際には複数の部署で障害者スポーツに関連する事業を所管していることがわかる(図表 1-2)。「その他」の具体的な内容は、「教育委員会の特別支援教育部署」であった。

図表 1-2 障害者スポーツ事業の所管部署(都道府県)

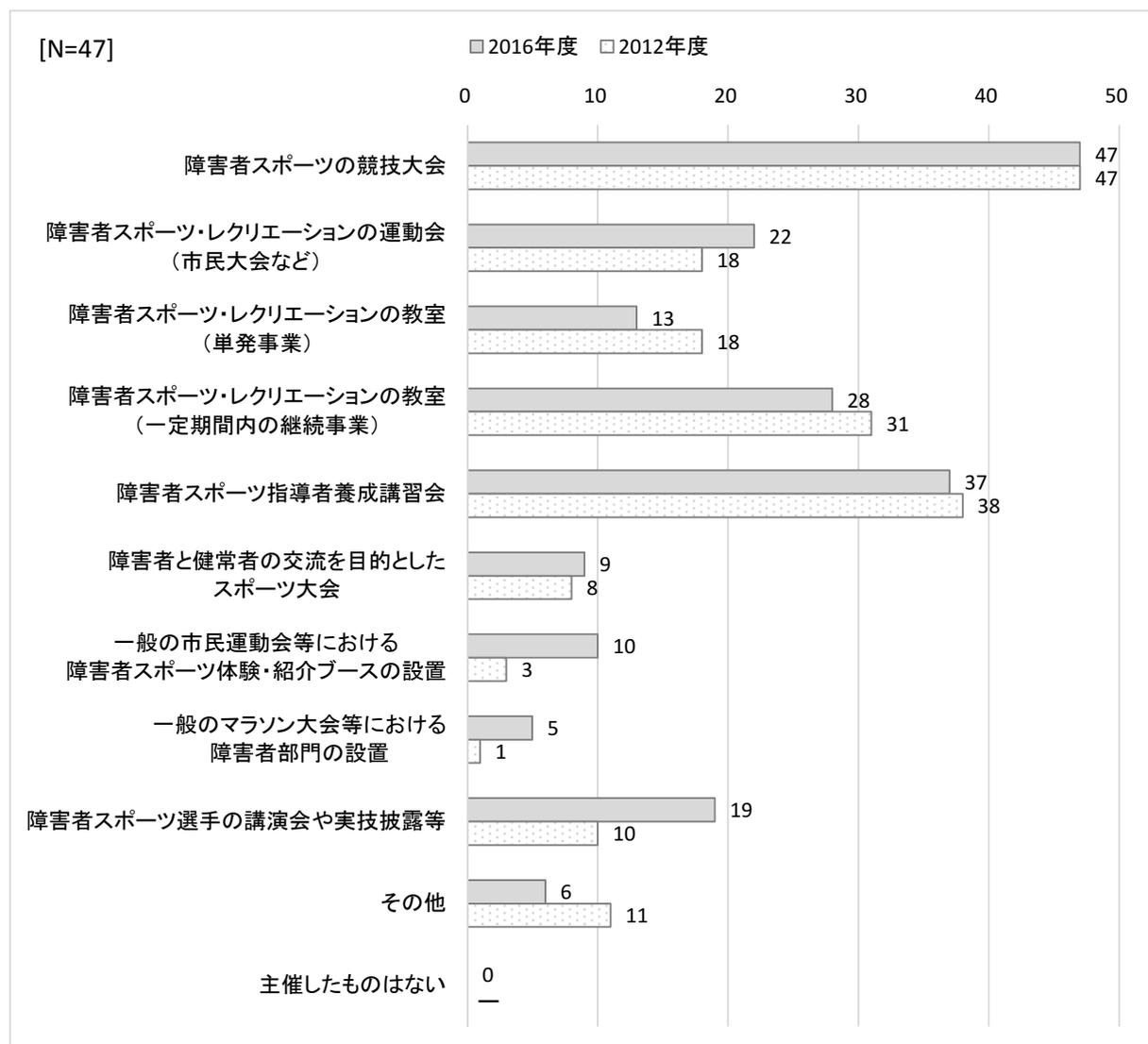


### ③障害者のスポーツ振興に関する事業

都道府県における2015年度に主催した障害者のスポーツ振興に関する事業について、全ての都道府県が「障害者スポーツの競技大会」を実施しており、次いで、37都道府県が「障害者スポーツ指導者養成講習会」を実施していた(図表1-3)。2012年度と比較すると、「一般の市民運動会等における障害者スポーツ体験・紹介ブースの設置」(10)、「障害者スポーツ選手の講演会や実技披露等」(19)などが増加し、「障害者スポーツ・レクリエーションの教室(単発事業)」(13)などが減少した。

なお、日本障がい者スポーツ協会によると、2015年度の「初級障がい者スポーツ指導員養成講習会」は45都道府県で開催されたが、それには都道府県の障害者スポーツ協会や障害者スポーツ指導者協議会等が主催する場合も含まれている。そのため、自治体が主催した事業を尋ねた今回の調査結果(「障害者スポーツ指導者養成講習会」を37都道府県が実施)とは差が生じている。

図表 1-3 障害者のスポーツ振興に関する事業(都道府県)



#### ④参加者の障害種別

都道府県における参加者を障害種別についてみると、「視覚障害」「聴覚障害」「肢体不自由」「知的障害」がいずれの事業でも多かった(図表 1-4)。

図表 1-4 参加者の障害種別(都道府県)

	障害者スポーツの競技大会	運動会(市民大会など)	障害者スポーツ・レクリエーションの教室(単発事業)	障害者スポーツ・レクリエーションの教室(一定期間内の継続事業)	障害者スポーツ指導者養成講習会	障害者スポーツと健全者の交流を目的としたスポーツ大会	一般の市民運動会等における障害者スポーツ体験・紹介ブースの設置	障害者部門の設置	一般のマラソン大会等における障害者部門の設置	障害者スポーツ選手の講演会や実技披露等	その他
全体	47	22	13	28	37	9	10	5	19	6	
視覚障害	44 (93.6)	14 (63.6)	9 (69.2)	22 (78.6)	6 (16.2)	7 (77.8)	5 (50.0)	1 (20.0)	12 (63.2)	4 (66.7)	
聴覚障害	44 (93.6)	14 (63.6)	8 (61.5)	21 (75.0)	11 (29.7)	7 (77.8)	5 (50.0)	1 (20.0)	10 (52.6)	3 (50.0)	
音声言語またはそしゃく機能障害	32 (68.1)	13 (59.1)	5 (38.5)	16 (57.1)	3 (8.1)	3 (33.3)	4 (40.0)	-	7 (36.8)	3 (50.0)	
肢体不自由	44 (93.6)	14 (63.6)	9 (69.2)	23 (82.1)	16 (43.2)	9 (100.0)	8 (80.0)	4 (80.0)	16 (84.2)	6 (100.0)	
内部障害	39 (83.0)	13 (59.1)	7 (53.8)	17 (60.7)	5 (13.5)	5 (55.6)	4 (40.0)	-	8 (42.1)	2 (33.3)	
知的障害	44 (93.6)	18 (81.8)	11 (84.6)	24 (85.7)	6 (16.2)	8 (88.9)	5 (50.0)	1 (20.0)	12 (63.2)	5 (83.3)	
精神障害	35 (74.5)	12 (54.5)	9 (69.2)	17 (60.7)	4 (10.8)	6 (66.7)	4 (40.0)	-	7 (36.8)	3 (50.0)	
発達障害	20 (42.6)	9 (40.9)	5 (38.5)	15 (53.6)	2 (5.4)	6 (66.7)	5 (50.0)	-	6 (31.6)	1 (16.7)	
重複障害(身体障害の重複)	34 (72.3)	13 (59.1)	5 (38.5)	18 (64.3)	6 (16.2)	5 (55.6)	4 (40.0)	-	9 (47.4)	3 (50.0)	
重複障害(身体障害と知的障害の重複)	33 (70.2)	13 (59.1)	7 (53.8)	18 (64.3)	4 (10.8)	6 (66.7)	4 (40.0)	-	9 (47.4)	4 (66.7)	
その他の重複障害	15 (31.9)	5 (22.7)	4 (30.8)	8 (28.6)	2 (5.4)	2 (22.2)	3 (30.0)	-	4 (21.1)	2 (33.3)	
無回答	3 (6.4)	2 (9.1)	1 (7.7)	4 (14.3)	18 (48.6)	-	2 (20.0)	-	2 (10.5)	-	

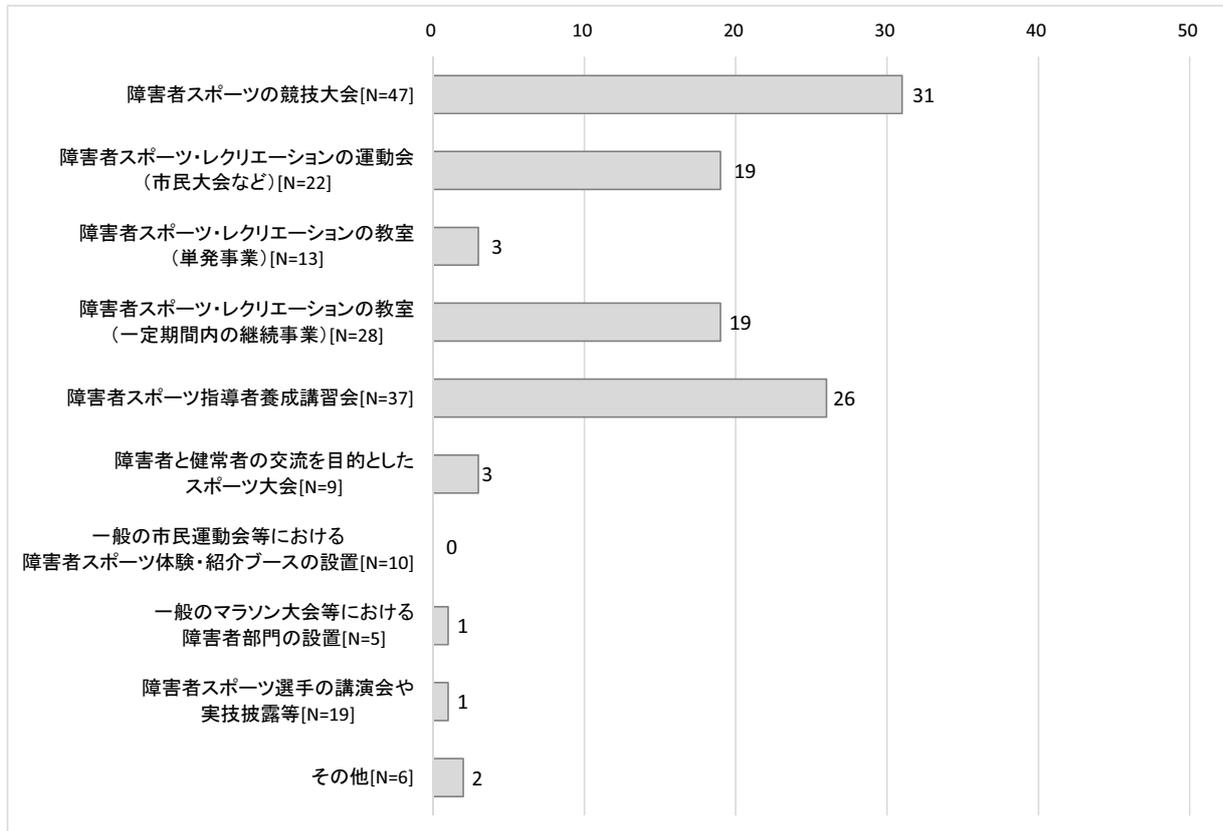
注) ( )内の数値は%。



## ⑥ 「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」の活用

都道府県における障害者自立支援法の地域生活支援事業「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」については、「障害者スポーツの競技大会」(31)での利用が最も多く、次いで「障害者スポーツ指導者養成講習会」(26)、「障害者スポーツ・レクリエーションの運動会」(19)、「障害者スポーツ・レクリエーションの教室(一定期間内の継続事業)」(19)が多かった(図表 1-6)。

図表 1-6 「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」の活用(都道府県)

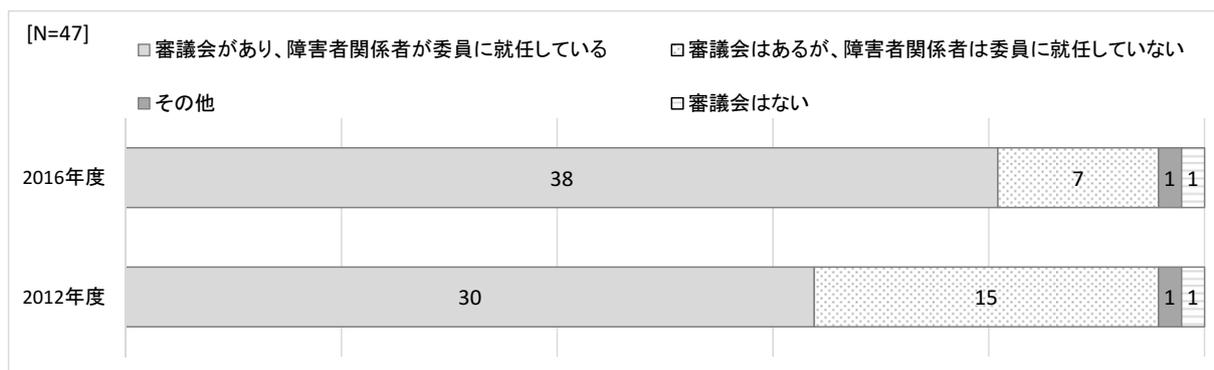


## (2) スポーツ推進に関する審議会と障害者差別解消法

### ①スポーツ推進に関する審議会の有無と障害者関係者の委員就任状況

スポーツの推進に関する審議会の有無と、審議会の委員に障害者関係者が就任しているかどうかについては、「審議会があり、障害者関係者が委員に就任している」(38)が最も多く、2012年度から8都道府県増加した(図表 1-7)。次いで「審議会はあるが、障害者関係者は委員に就任していない」(7)が多かった。

図表 1-7 スポーツ推進に関する審議会の有無と障害者関係者の委員就任状況(都道府県)

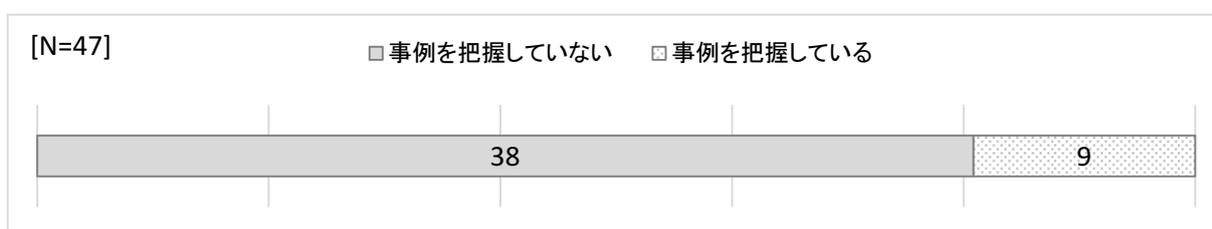


注)2012年度調査では、「審議会があり、障害者関係者がスポーツ基本法施行前から委員に就任している」「審議会があり、障害者関係者がスポーツ基本法施行以降に委員に就任している」と分けて尋ねていたものを合わせて、「審議会があり、障害者関係者が委員に就任している」の数値として示している。

## ②障害者に対して「合理的配慮」をした事例の把握

主催するスポーツ関連事業や公共スポーツ施設において、障害者差別解消法の施行以降、障害者に対して法律に基づいた合理的な配慮をした事例を把握していたのは、9 都道府県であった(図表 1-8)。具体的には「初めての利用者への利用方法や減免の説明」「陸上競技場でのスロープ増設」「筆談対応」「プールにおける視覚障害者用レーンの確保、車いす利用者に対する乗降等の補助」「プールに入る際の介助。混雑が予想されるイベントで、車いすの方から事前に連絡を受けての駐車場の確保。車いすの方が会場に入る際の介助」「県障がい者スポーツ大会における点字プログラムの作成」「主催者と施設管理者に車いすのまま試合を観戦できるよう要請」「全国障害者スポーツ大会予選会開会式において、来賓や主催者挨拶、注意事項等を大型スクリーンに表示」「県主催スポーツイベントにおけるスロープの設置、車いすの動線の配慮を行った」があげられた。

図表 1-8 障害者に対して「合理的配慮」をした事例の把握(都道府県)



## ③障害者から差別に関する申し立てを受けた事例の把握

主催するスポーツ関連事業や公共スポーツ施設において、障害者差別解消法の施行以降、障害者から差別に関する申し立てを受けた事例を把握していたのは、4 都道府県であった(図表 1-9)。具体的には「聴覚障害者に対する手話通訳の配置」「体育館アリーナにおける扉の自動ドア化、トイレの洋式化」「職員からの声かけを不快と感じた事例」「車いす席が確保されていない野球の試合について、車いすに座ったまま観戦したいという申し出があった」があげられた。

図表 1-9 障害者から差別に関する申し立てを受けた事例の把握(都道府県)

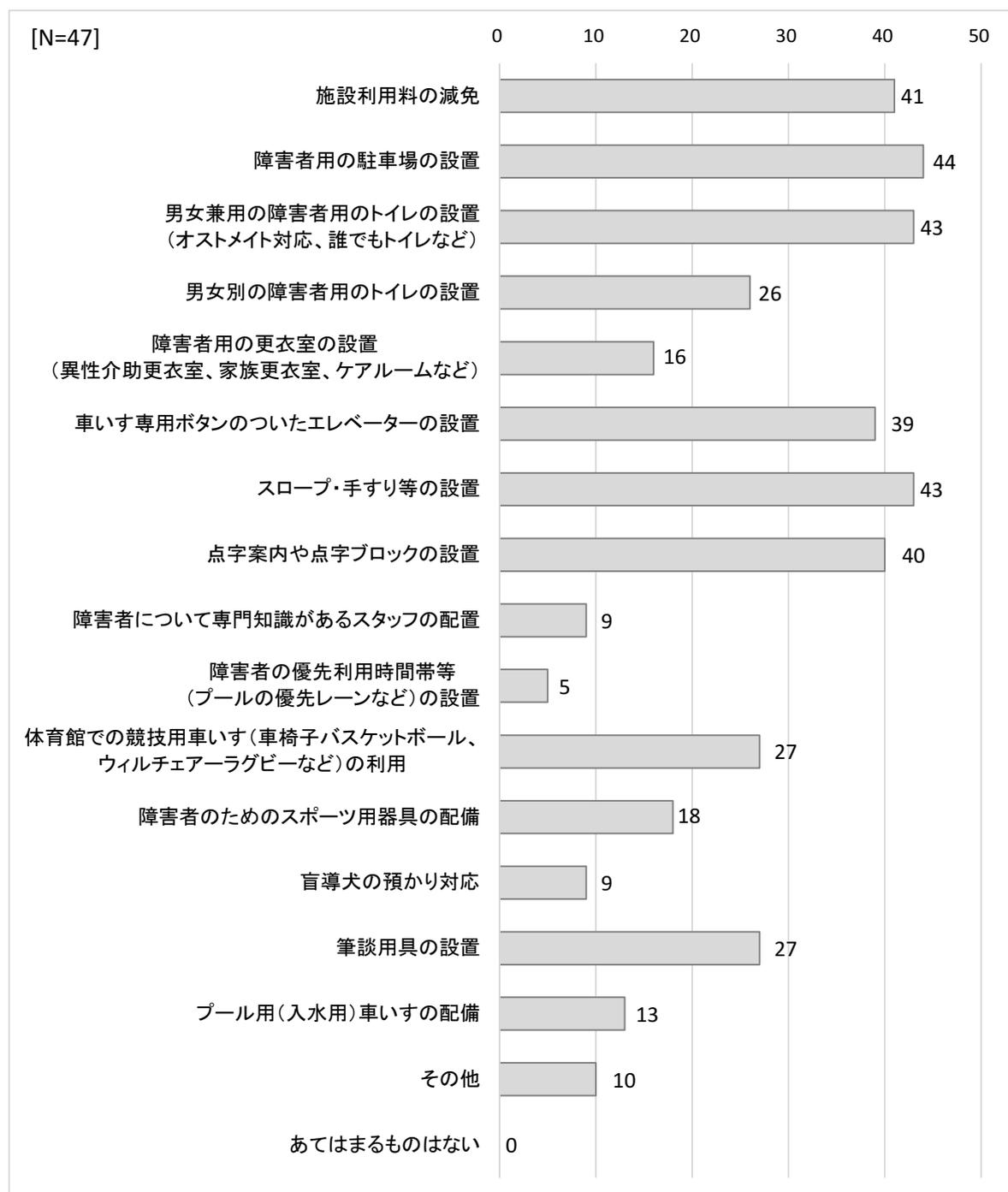


### (3) 公共スポーツ施設と障害者

#### ①公共スポーツ施設における障害者への配慮

都道府県の公共スポーツ施設(障害者の専用・優先施設以外の一般的な施設)における障害者の利用に対しての配慮については、「障害者用の駐車場の設置」(44)が最も多く、次いで「男女兼用の障害者用のトイレの設置」「スロープ・手すり等の設置」(43)であった(図表 1-10)。2012 年度と比較すると、「障害者について専門知識があるスタッフの配置」が 5 都道府県から 9 都道府県、「障害者のためのスポーツ用器具の配備」が 12 都道府県から 18 都道府県へと増加した。

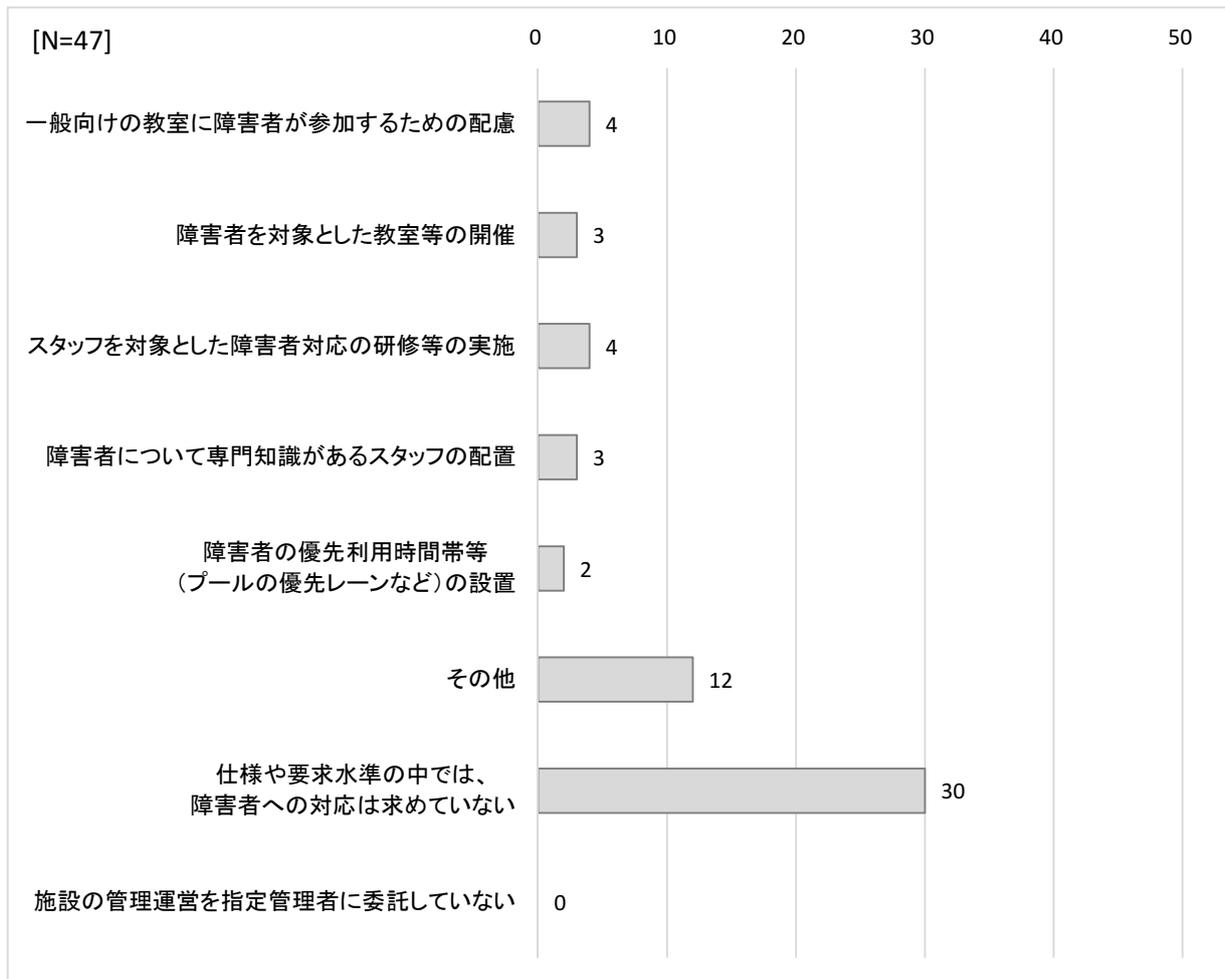
図表 1-10 公共スポーツ施設における障害者への配慮(都道府県)



## ②公共スポーツ施設の指定管理者に求める障害者への対応

都道府県における公共スポーツ施設(障害者の専用・優先施設以外の一般的な施設)の管理運営を指定管理者に委託する際の仕様や要求水準における障害者への対応については、「仕様や要求水準の中では、障害者への対応は求めている」(30)が最も多かった(図表 1-11)。「その他」(12)の具体的な内容としては、「利用料金の減免」が多かった。

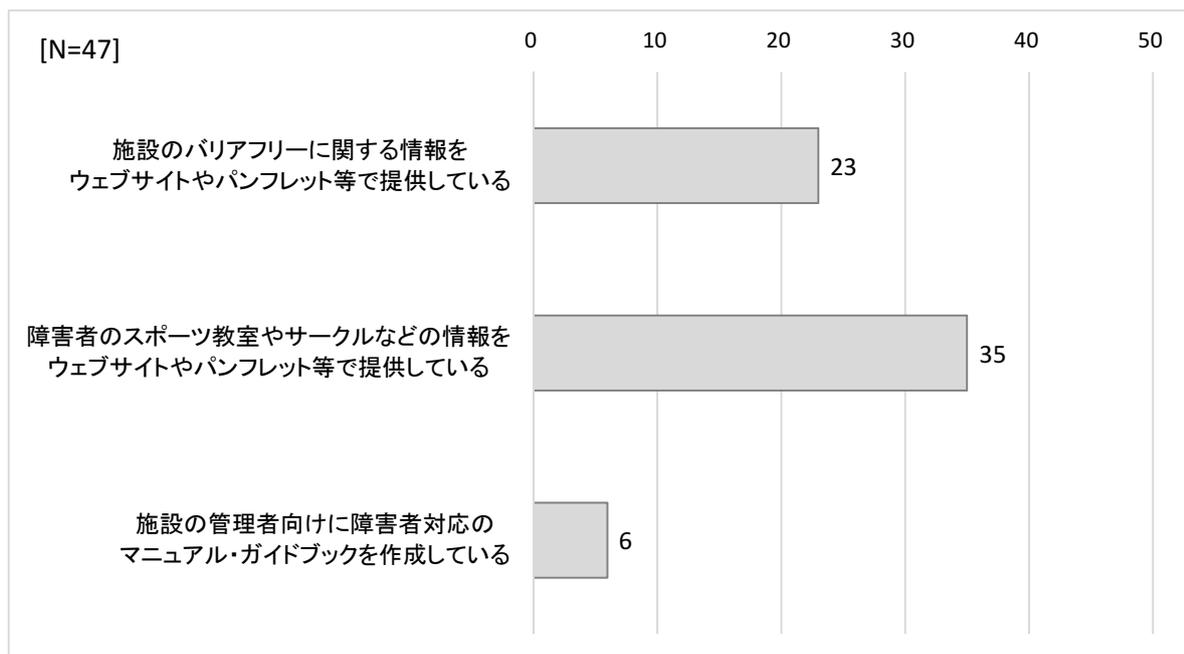
図表 1-11 公共スポーツ施設の指定管理者に求める障害者への対応(都道府県)



### ③障害者のスポーツ参加促進のための取組

都道府県における地域の障害者のスポーツ参加促進のための取組については、「障害者のスポーツ教室やサークルなどの情報をウェブサイトやパンフレット等で提供している」が 35 都道府県、「施設のバリアフリーに関する情報をウェブサイトやパンフレット等で提供している」が 23 都道府県、「施設の管理者向けに障害者対応のマニュアル・ガイドブックを作成している」が 6 都道府県であった(図表 1-12)。

図表 1-12 障害者のスポーツ参加促進のための取組(都道府県)



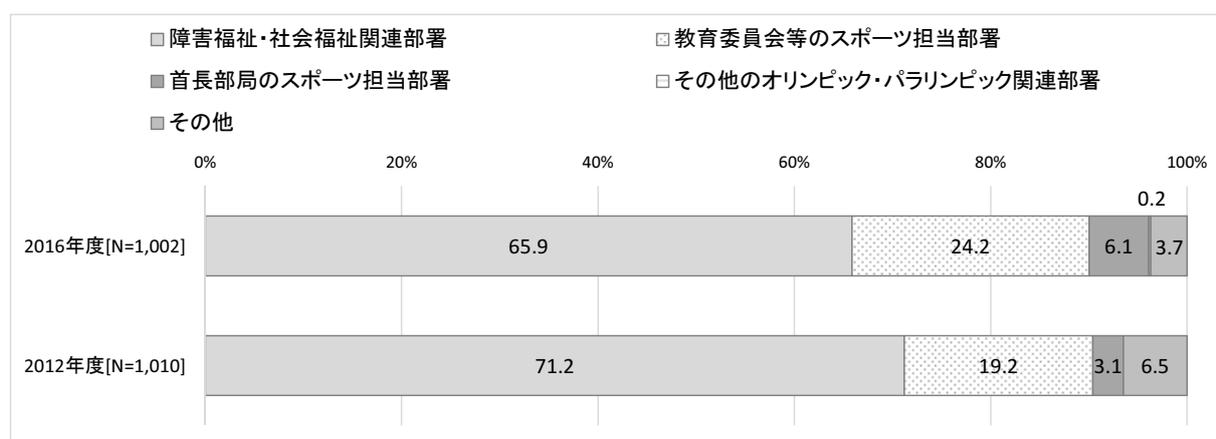
## 2. 2 市区町村

### (1) 障害者スポーツ担当部署と実施事業

#### ①障害者スポーツの主たる担当部署

市区町村における障害者スポーツの主たる担当部署については、「障害福祉・社会福祉関連部署」(65.9%)が最も多く、次いで「教育委員会等のスポーツ担当部署」(24.2%)、「首長部局のスポーツ担当部署」(6.1%)が多かった(図表 1-13)。2012 年度と比較すると、「障害福祉・社会福祉関連部署」が 5.3ポイント減少し、「教育委員会等のスポーツ担当部署」「首長部局のスポーツ担当部署」は増加している。「その他」の具体的な内容としては、「担当部署がない」「内容により担当部署が異なる」などであった。

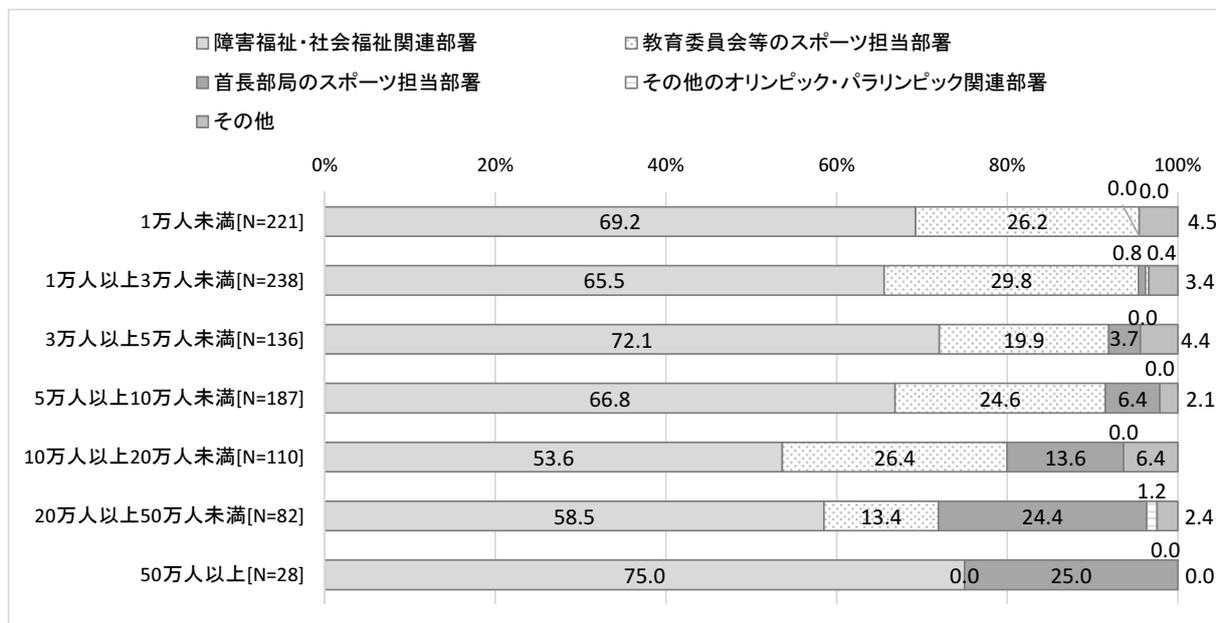
図表 1-13 障害者スポーツの主たる担当部署(市区町村)



注)2012 年度調査では「その他のオリンピック・パラリンピック関連部署」の選択肢は含まれていない。

人口規模別に市区町村における障害者スポーツの主たる担当部署についてみると、20万人未満の市区町村は、「障害福祉・社会福祉関連部署」が最も多く、次いで「教育委員会等のスポーツ担当部署」が多かった(図表 1-14)。「20万人以上 50万人未満」「50万人以上」の市区町村では、「障害福祉・社会福祉関連部署」が最も多く、次いで「首長部局のスポーツ担当部署」が多くみられた。

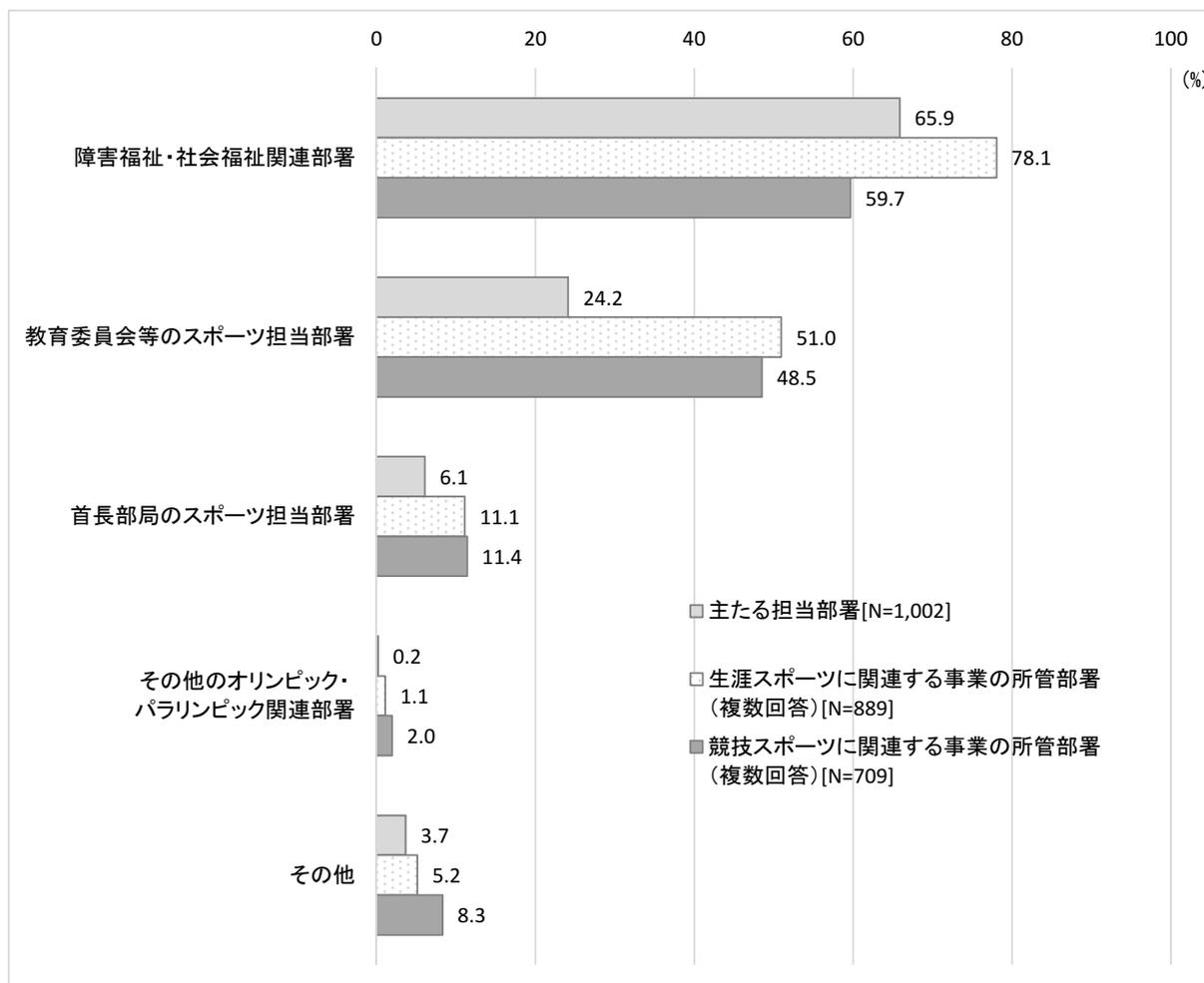
図表 1-14 障害者スポーツの主たる担当部署(人口規模別)(市区町村)



## ②障害者スポーツ事業の所管部署

主たる担当部署に加えて、障害者の生涯スポーツ・競技スポーツに関連する事業を所管している部署についても尋ねた。「障害福祉・社会福祉関連部署」と「教育委員会等のスポーツ担当部署」で障害者スポーツに関連する事業を所管している市区町村が多いことがわかる(図表 1-15)。

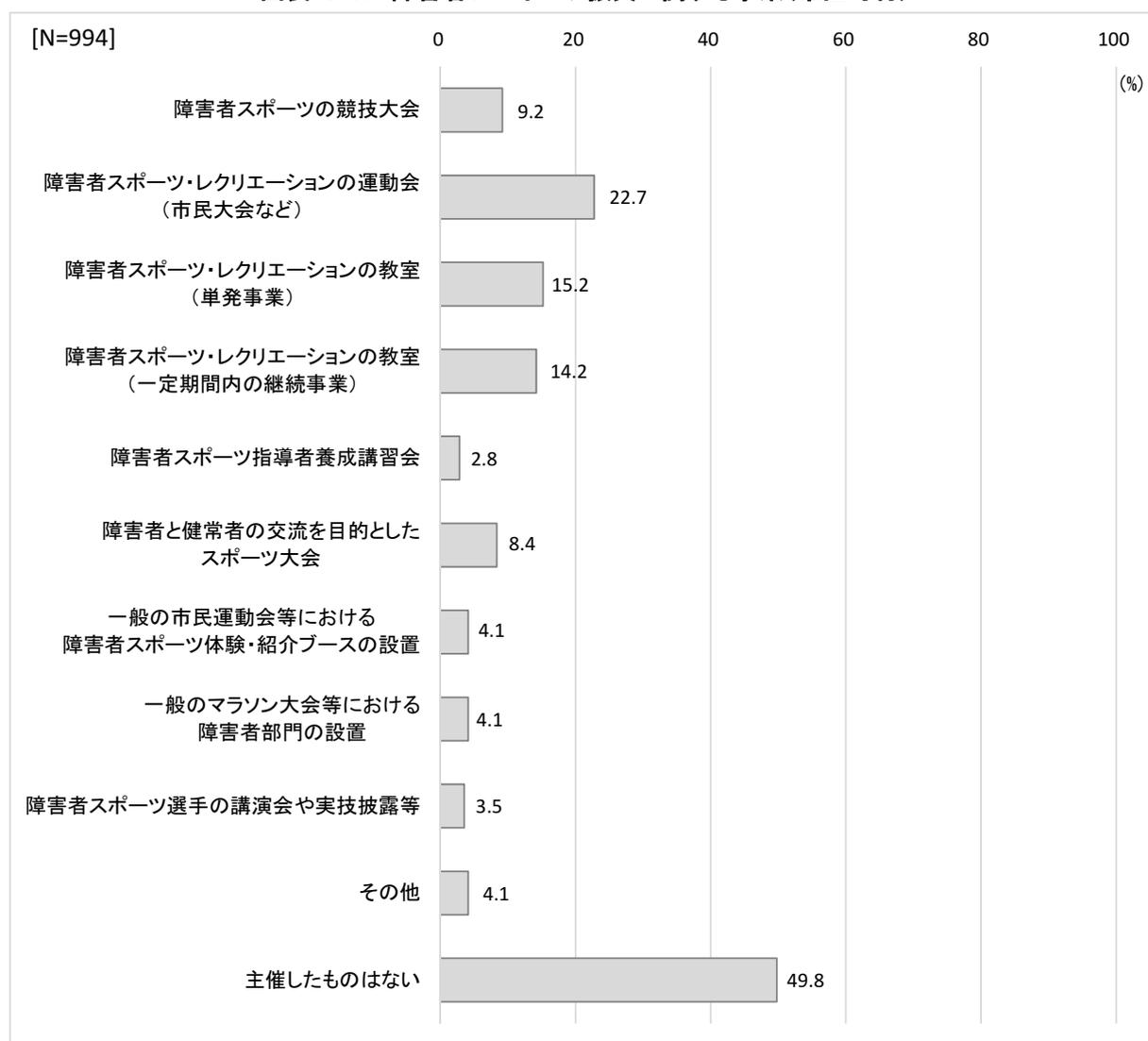
図表 1-15 障害者スポーツ事業の所管部署(市区町村)



### ③障害者のスポーツ振興に関する事業

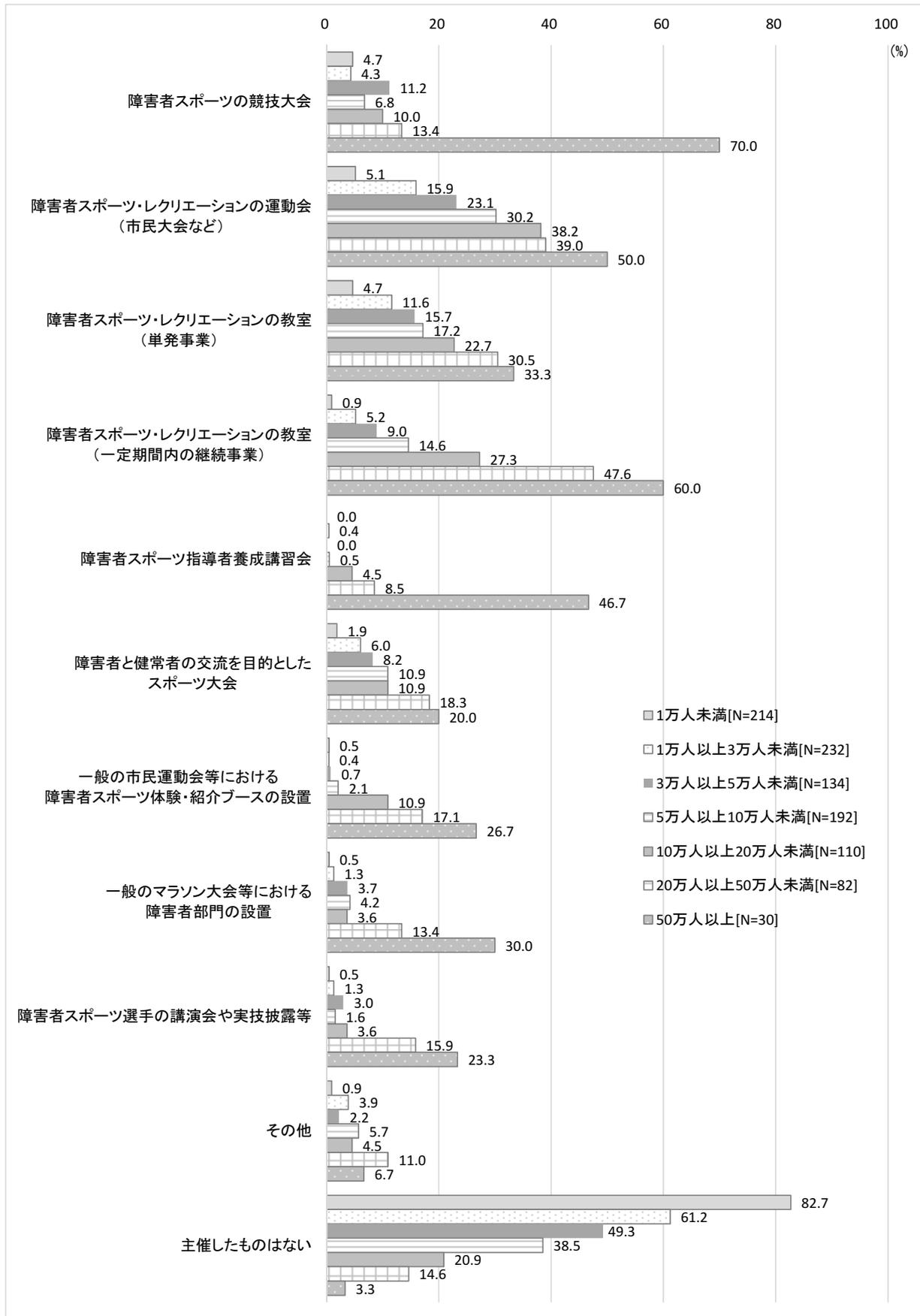
市区町村における2015年度に実施した障害者のスポーツ振興に関する事業については、「主催したものはない」(49.8%)が最も多く、次いで「障害者スポーツ・レクリエーションの運動会」(22.7%)、「障害者スポーツ・レクリエーションの教室(単発事業)」(15.2%)、「障害者スポーツ・レクリエーションの教室(一定期間内の継続事業)」(14.2%)が多かった(図表 1-16)。

図表 1-16 障害者のスポーツ振興に関する事業(市区町村)



人口規模別に、市区町村における2015年度に実施した障害者のスポーツ振興に関する事業についてみると、いずれの事業でも人口規模の大きい自治体ほど実施率が高い傾向となった(図表 1-17)。「50万人以上」の市区町村では、「障害者スポーツの競技大会」(70.0%)、「障害者スポーツ指導者養成講習会」(46.7%)、「一般のマラソン大会等における障害者部門の設置」(30.0%)などが、ほかの市区町村に比べて特に多かった。

図表 1-17 障害者のスポーツ振興に関する事業(人口規模別)(市区町村)



#### ④参加者の障害種別

市区町村における参加者を障害種別についてみると、「肢体不自由」が最も多かった(図表 1-18)。特に「障害者スポーツの競技大会」(85.7%)、「障害者スポーツ・レクリエーションの運動会」(86.7%)、「障害者と健常者の交流を目的としたスポーツ大会」(86.7%)の3事業における参加者が多かった。

図表 1-18 参加者の障害種別(市区町村)

	(%)											
	障害者スポーツの競技大会	障害者スポーツ・レクリエーションの運動会(市民大会など)	障害者スポーツ・レクリエーションの教室(単発事業)	障害者スポーツ・レクリエーションの教室(一定期間内の継続事業)	障害者スポーツ指導者養成講習会	障害者スポーツ大会	障害者スポーツ体験・紹介ブースの設置	一般の市民運動会等における障害者スポーツ体験・紹介ブースの設置	障害者部門の設置	一般のマラソン大会等における実技披露等	障害者スポーツ選手の講演会や	その他
N	(91)	(226)	(151)	(141)	(28)	(83)	(41)	(41)	(35)	(41)		
視覚障害	72.5	67.3	42.4	44.0	28.6	42.2	19.5	24.4	31.4	34.1		
聴覚障害	70.3	76.1	49.7	46.8	25.0	60.2	19.5	14.6	22.9	36.6		
音声言語またはそしゃく機能障害	41.8	51.3	22.5	30.5	7.1	31.3	12.2	9.8	11.4	9.8		
肢体不自由	85.7	86.7	73.5	76.6	50.0	86.7	48.8	75.6	71.4	68.3		
内部障害	58.2	65.5	36.4	35.5	3.6	43.4	12.2	12.2	17.1	19.5		
知的障害	71.4	71.2	68.2	73.0	14.3	74.7	29.3	17.1	37.1	58.5		
精神障害	48.4	59.7	47.0	44.7	17.9	54.2	17.1	17.1	25.7	17.1		
発達障害	30.8	43.8	23.8	37.6	3.6	39.8	12.2	9.8	20.0	29.3		
重複障害(身体障害の重複)	37.4	48.7	23.8	31.2	3.6	33.7	12.2	12.2	11.4	24.4		
重複障害(身体障害と知的障害の重複)	40.7	50.9	27.2	36.9	3.6	34.9	14.6	9.8	17.1	29.3		
その他の重複障害	23.1	22.1	8.6	12.8	3.6	13.3	4.9	7.3	11.4	7.3		
無回答	3.3	6.6	6.0	7.1	42.9	2.4	43.9	9.8	11.4	12.2		

### ⑤事業実施の際の主な協力団体や委託先

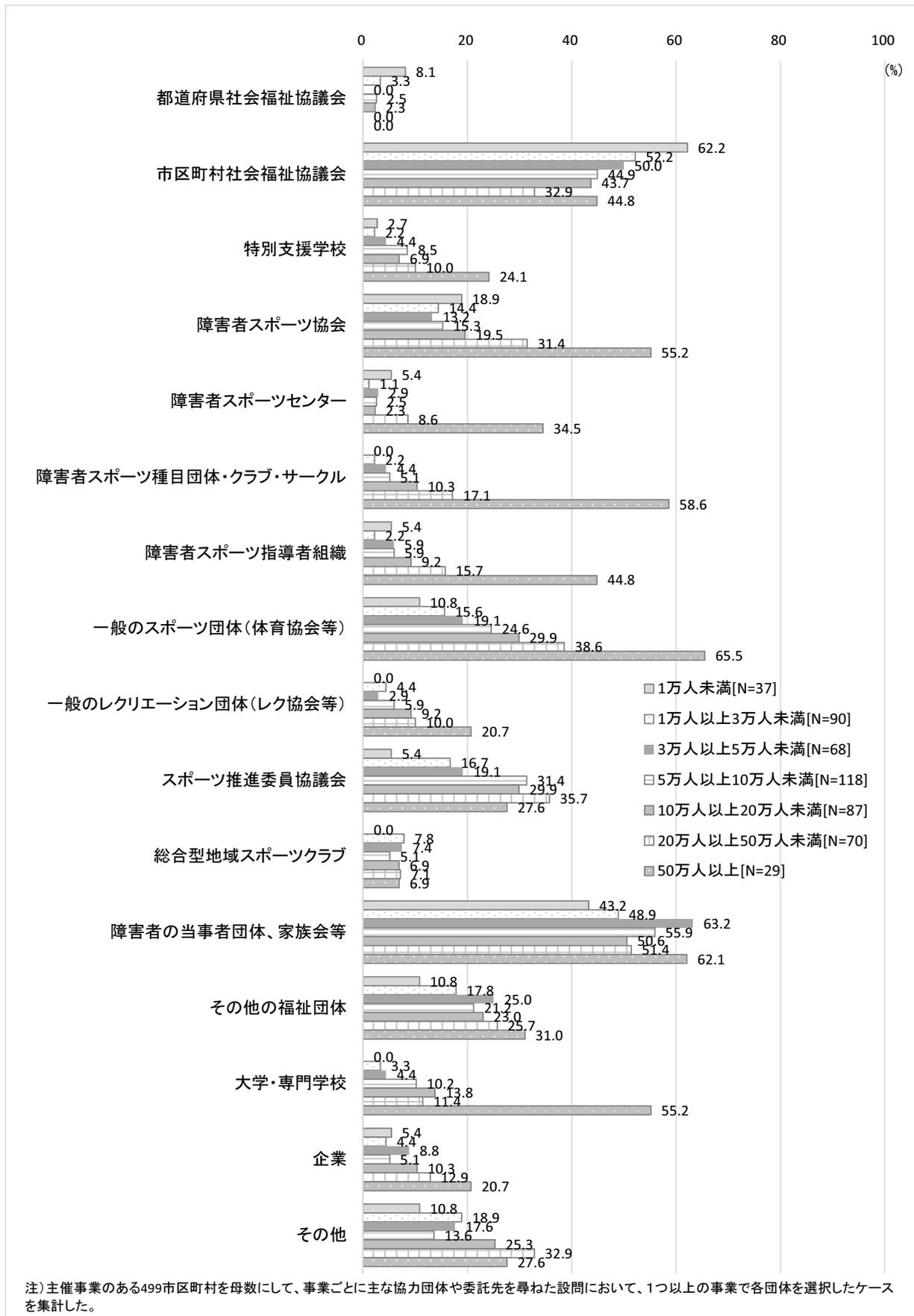
市区町村における事業実施の際の主な協力団体や委託先については、「市区町村社会福祉協議会」や「障害者の当事者団体、家族会等」が多かった(図表 1-19)。「その他」の具体的な内容としては、「中学校」「高校」「ボランティア団体」などがあつた。

図表 1-19 事業実施の際の主な協力団体や委託先(市区町村)

	障害者スポーツの競技大会	レクリエーション・スポーツ・大会など	障害者スポーツ・教室	障害者スポーツ・継続の教室	障害者スポーツ指導者養成講習会	障害者スポーツ大会	障害者スポーツの交流大会	体験・紹介・スポーツの設置	一般の市民運動会等に	一般の障害者部門の設置	講演会や実技披露等	障害者スポーツ選手の	その他
N	(91)	(226)	(151)	(141)	(28)	(83)	(41)	(41)	(35)	(41)			
都道府県社会福祉協議会	7.7	1.8	1.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市区町村社会福祉協議会	37.4	57.1	29.1	21.3	10.7	43.4	12.2	9.8	11.4	22.0			
特別支援学校	7.7	7.5	2.0	3.5	-	4.8	2.4	2.4	-	7.3			
障害者スポーツ協会	36.3	11.1	17.9	12.8	35.7	10.8	17.1	17.1	22.9	9.8			
障害者スポーツセンター	13.2	1.8	6.0	9.9	25.0	7.2	7.3	4.9	11.4	-			
障害者スポーツ種目団体・クラブ・サークル	22.0	4.4	8.6	7.1	25.0	9.6	14.6	4.9	28.6	2.4			
障害者スポーツ指導者組織	19.8	5.8	10.6	7.8	46.4	7.2	9.8	14.6	8.6	4.9			
一般のスポーツ団体(体育協会等)	29.7	11.9	13.9	19.9	21.4	27.7	29.3	61.0	20.0	9.8			
一般のレクリエーション団体(レク協会等)	1.1	6.2	3.3	6.4	3.6	13.3	9.8	9.8	-	2.4			
スポーツ推進委員協議会	7.7	16.4	16.6	8.5	10.7	42.2	39.0	36.6	11.4	22.0			
総合型地域スポーツクラブ	1.1	2.2	3.3	4.3	-	12.0	4.9	9.8	5.7	2.4			
障害者の当事者団体、家族会等	41.8	67.7	33.8	29.8	10.7	42.2	12.2	7.3	11.4	34.1			
その他の福祉団体	14.3	25.7	11.3	14.9	3.6	22.9	-	9.8	2.9	12.2			
大学・専門学校	17.6	10.6	2.0	5.0	10.7	10.8	4.9	4.9	11.4	2.4			
企業	8.8	5.3	1.3	7.1	-	3.6	4.9	14.6	8.6	-			
その他	17.6	15.0	14.6	12.8	3.6	16.9	22.0	19.5	34.3	17.1			
協力団体・委託先はない	2.2	2.2	3.3	2.1	-	2.4	2.4	4.9	2.9	9.8			
無回答	12.1	4.9	4.6	5.0	10.7	4.8	4.9	7.3	5.7	2.4			

人口規模別に市区町村における事業実施の際の主な協力団体や委託先についてみると、人口規模が小さい市区町村では、「市区町村社会福祉協議会」が主な協力団体や委託先となっていた(図表 1-20)。また、「障害者の当事者団体、家族会等」は、人口規模に関わらず主な協力団体・委託先となっている。さらに、「50万人以上」の市区町村では、「障害者スポーツ協会」(55.2%)、「障害者スポーツ種目団体・クラブ・サークル」(58.6%)、「一般のスポーツ団体(体育協会等)」(65.5%)、「大学・専門学校」(55.2%)も主な協力団体や委託先になっていることがわかった。

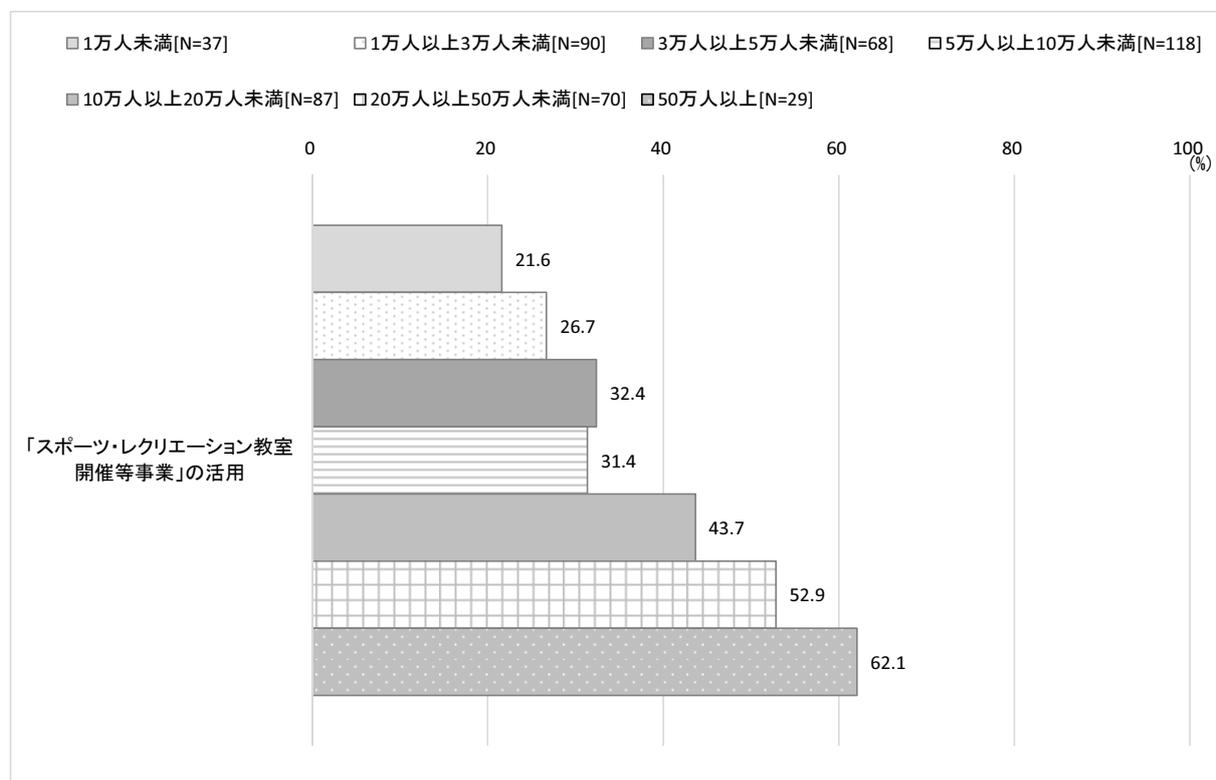
図表 1-20 事業実施の際の主な協力団体や委託先(人口規模別)(市区町村)



## ⑥ 「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」の活用

人口規模別に市区町村における障害者自立支援法の地域生活支援事業「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」の活用についてみると、人口規模が大きい自治体ほど利用が多かった(図表 1-21)。

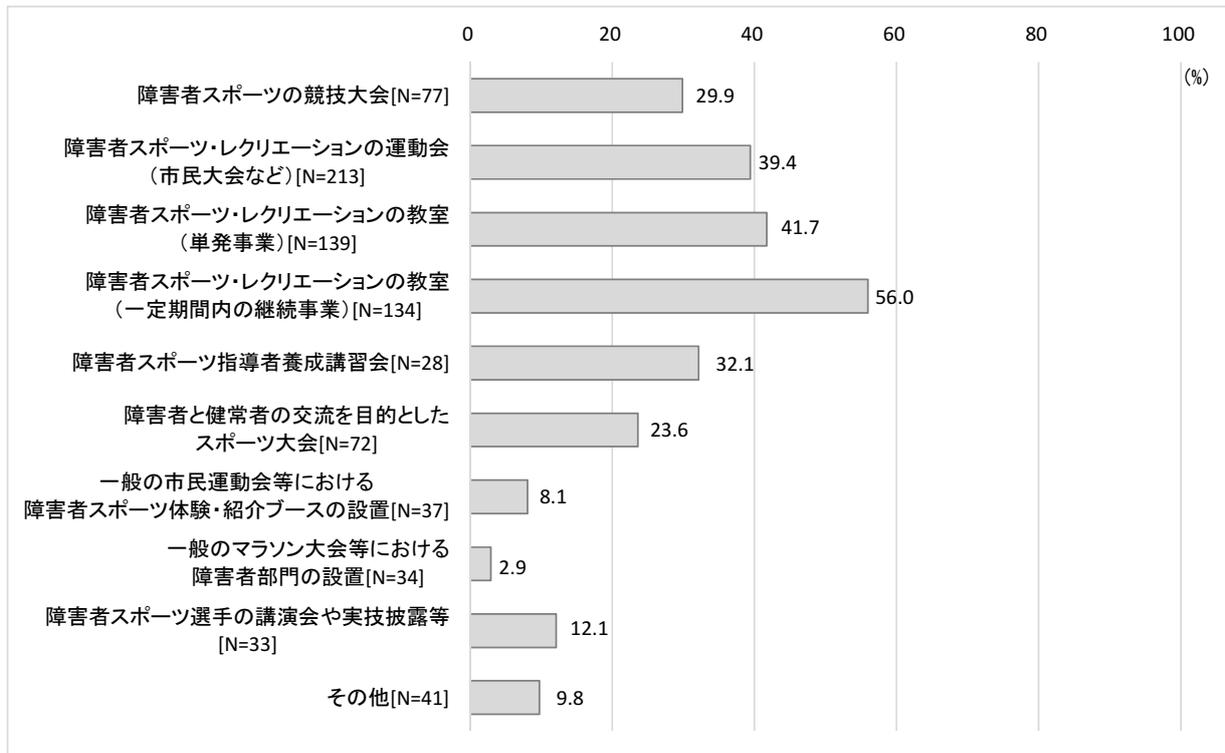
図表 1-21 「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」の活用(人口規模別)(市区町村)



注)主催事業のある 499 市区町村を母数にして、事業ごとに「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」の利用の有無を尋ねた設問において、1つ以上の事業で「利用した」と回答したケースを集計した。

市区町村における障害者自立支援法の地域生活支援事業「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」の利用についてみると、「障害者スポーツ・レクリエーションの教室(一定期間内の継続事業)」(56.0%)での利用が最も多く、次いで「障害者スポーツ・レクリエーションの教室(単発事業)」(41.7%)、「障害者スポーツ・レクリエーションの運動会」(39.4%)であった(図表 1-22)。

図表 1-22 「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」の活用(市区町村)



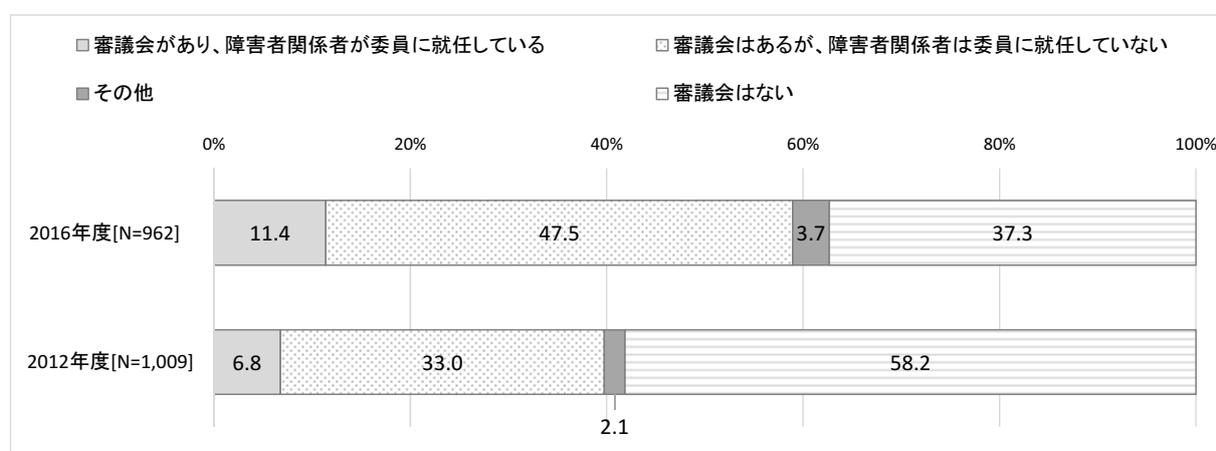
## (2) スポーツ推進に関する審議会と障害者差別解消法

### ①スポーツ推進に関する審議会の有無と障害者関係者の委員就任状況

スポーツ推進に関する審議会の有無と、審議会の委員に障害者関係者が就任しているかどうかについて、2012年度と比較すると、「審議会があり、障害者関係者が委員に就任している」が6.8%から11.4%へ、「審議会はあるが、障害者関係者は委員に就任していない」が33.0%から47.5%へと増加した(図表1-23)。一方、「審議会はない」は58.2%から37.3%へと減少した。

「その他」には、「障害者関係者以外の理由で推薦された人が、スペシャルオリンピックスの役員であった」「別の理由で就任した委員の所属先が、障害者支援施設であった」のように、結果として関係者が就任していた場合が含まれている。

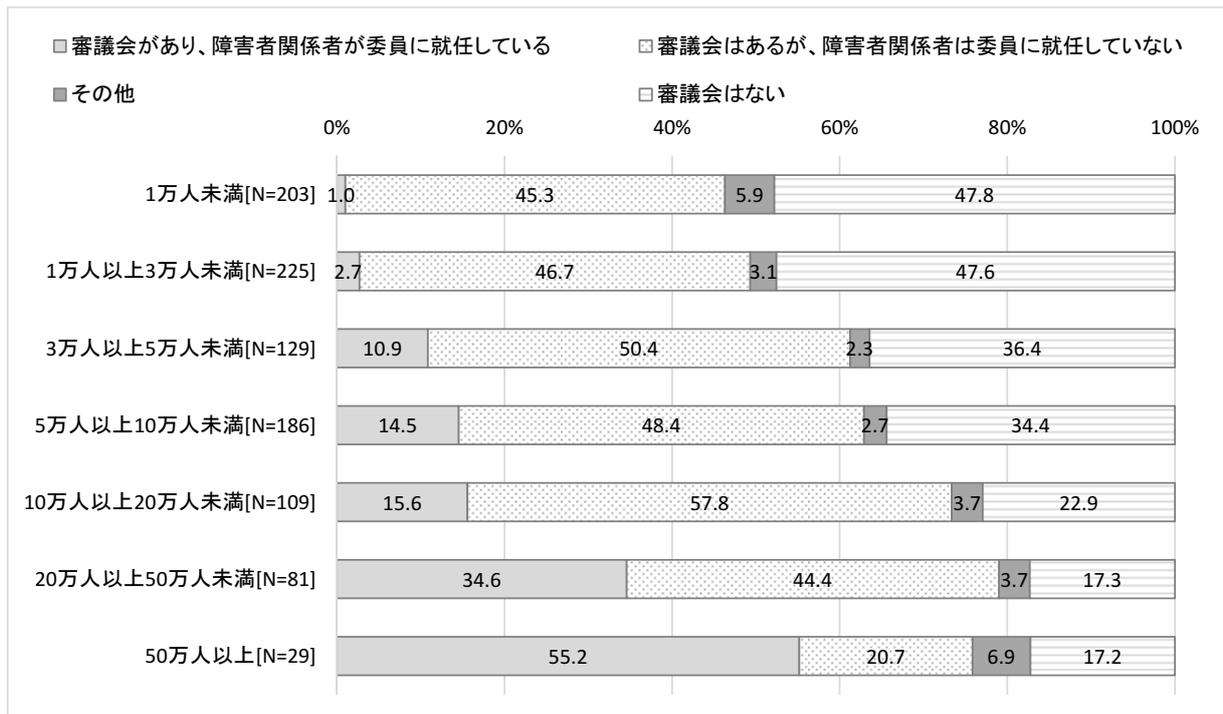
図表 1-23 スポーツ推進に関する審議会の有無と障害者関係者の委員就任状況(市区町村)



注)2012年度調査では、「審議会があり、障害者関係者がスポーツ基本法施行前から委員に就任している」「審議会があり、障害者関係者がスポーツ基本法施行以降に委員に就任している」と分けて尋ねていたものを合わせて、「審議会があり、障害者関係者が委員に就任している」の数値として示している。

人口規模別にスポーツ推進に関する審議会の有無と、審議会の委員に障害者関係者が就任しているかどうかについてみると、人口規模が小さい市区町村ほど「審議会はない」が多く、人口規模が大きい市区町村ほど「審議会があり、障害者関係者が委員に就任している」が多くなる傾向がみられた(図表 1-24)。また、「50 万人以上」の市区町村では、「審議会があり、障害者関係者が委員に就任している」が 55.2%であった。

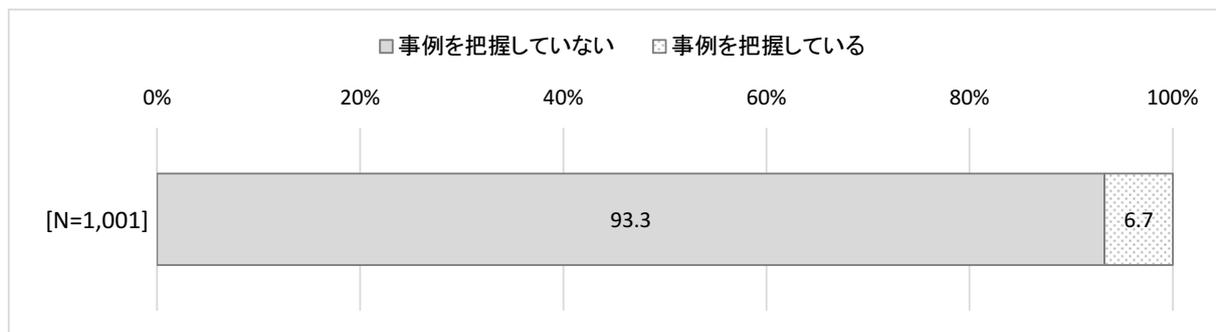
**図表 1-24 スポーツ推進に関する審議会の有無と障害者関係者の委員就任状況  
(人口規模別)(市区町村)**



## ②障害者に対して「合理的配慮」をした事例の把握

主催するスポーツ関連事業や公共スポーツ施設において、障害者差別解消法の施行以降、障害者に対して法律に基づいた合理的な配慮をした事例を把握していた市区町村は6.7%であった(図表 1-25)。具体的な内容としては、「手話通訳者の配置」「筆談」などが多かった。

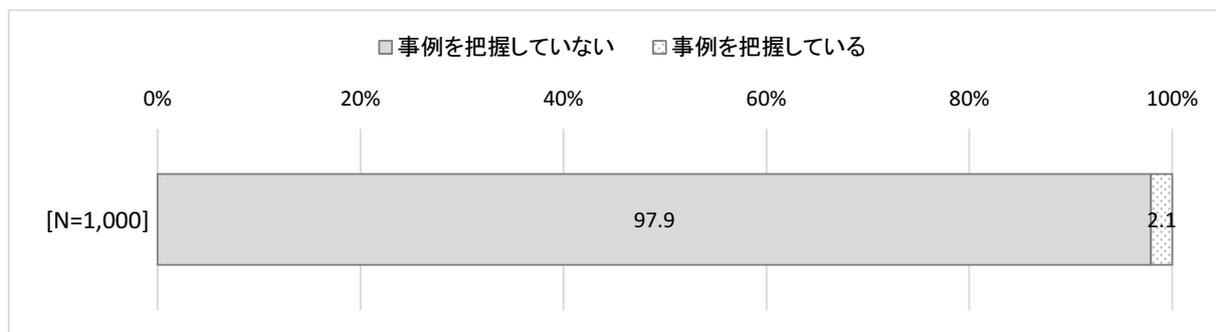
図表 1-25 障害者に対して「合理的配慮」をした事例の把握(市区町村)



## ③障害者から差別に関する申し立てを受けた事例の把握

主催するスポーツ関連事業や公共スポーツ施設において、障害者差別解消法の施行以降、障害者から差別に関する申し立てを受けた事例を把握していた市区町村は2.1%であった(図表 1-26)。具体的な内容としては、「スポーツクラブへの入会拒否」「スタッフの対応に関する申し立て」「手話通訳者の配置」などがあつた。

図表 1-26 障害者から差別に関する申し立てを受けた事例の把握(市区町村)

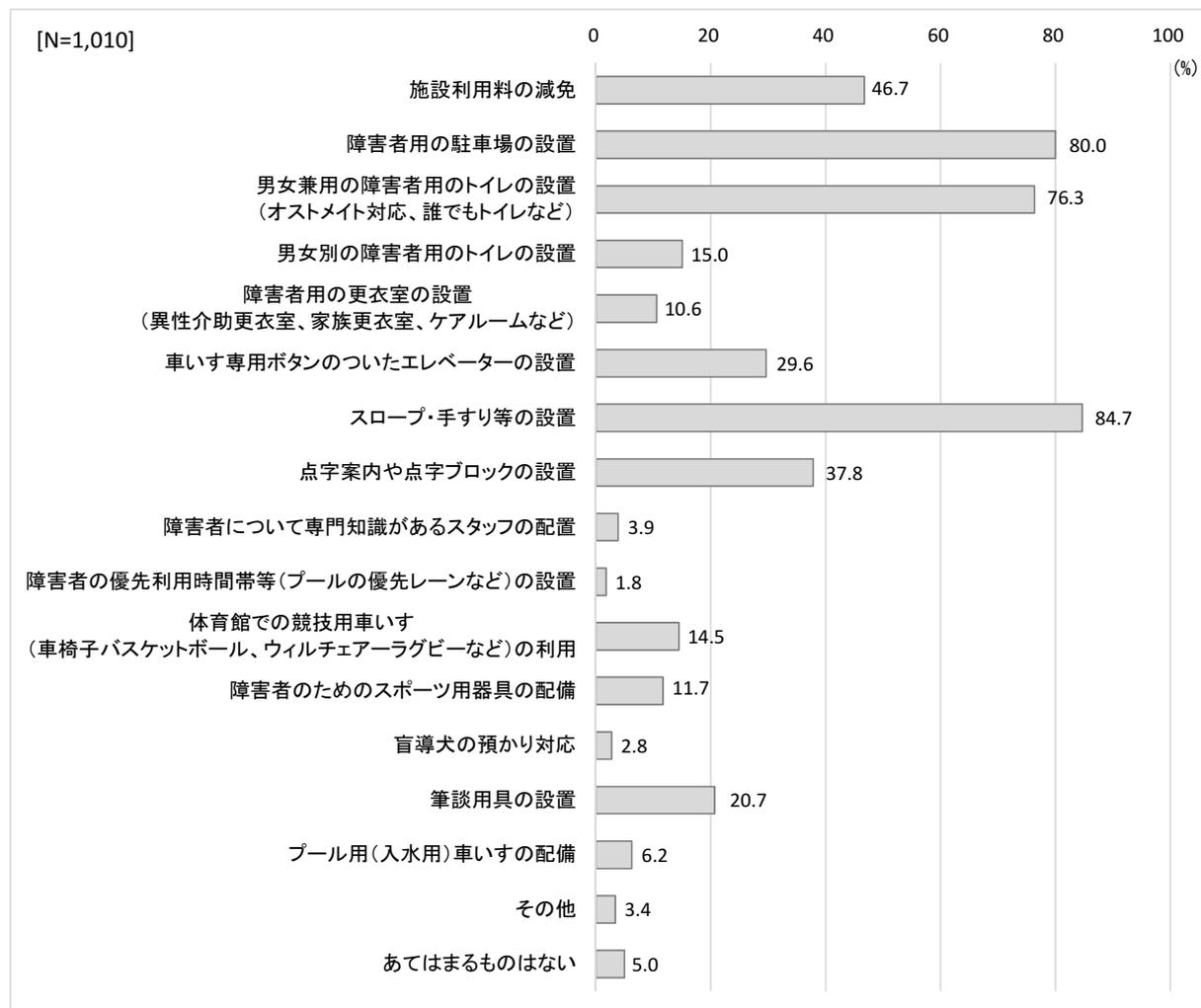


### (3) 公共スポーツ施設と障害者

#### ①公共スポーツ施設における障害者への配慮

市区町村の公共スポーツ施設(障害者の専用・優先施設以外の一般的な施設)における障害者の利用に対しての配慮については、「スロープ・手すり等の設置」(84.7%)が最も多く、次いで「障害者用の駐車場の設置」(80.0%)であった(図表 1-27)。一方で、「障害者について専門知識があるスタッフの配置」(3.9%)、「障害者の優先利用時間帯等(プールの優先レーンなど)の設置」(1.8%)、「盲導犬の預かり対応」(2.8%)は5%未満であった。

図表 1-27 公共スポーツ施設における障害者への配慮(市区町村)



人口規模別に市区町村の公共スポーツ施設(障害者の専用・優先施設以外の一般的な施設)における障害者の利用に対しての具体的な配慮の内容をみると、人口規模が大きい市区町村ほど配慮している割合が高い傾向にあった(図表 1-28)。また、「障害者用の更衣室の設置」「体育館での競技用車いすの利用」「プール用(入水用)車いすの配備」は、「1万人未満」の市区町村では5%以下であるのに対し、「50万人以上」の市区町村では50%以上となった。

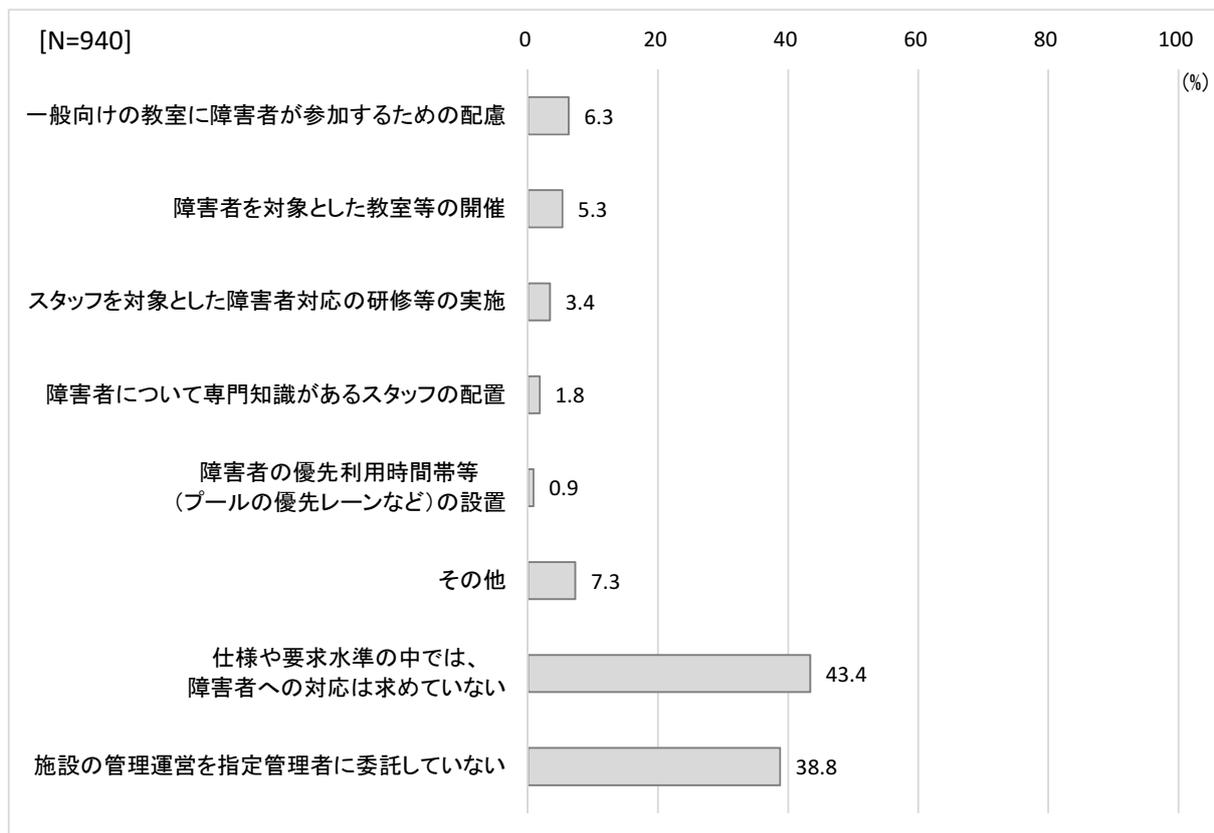
なお今回の調査では、自治体に該当する施設が1つでもあれば「あてはまる」と回答している。そのため、自治体内の全ての施設で下記のような配慮がなされているとは限らず、この点はデータを解釈する際に注意が必要である。



## ②公共スポーツ施設の指定管理者に求める障害者への対応

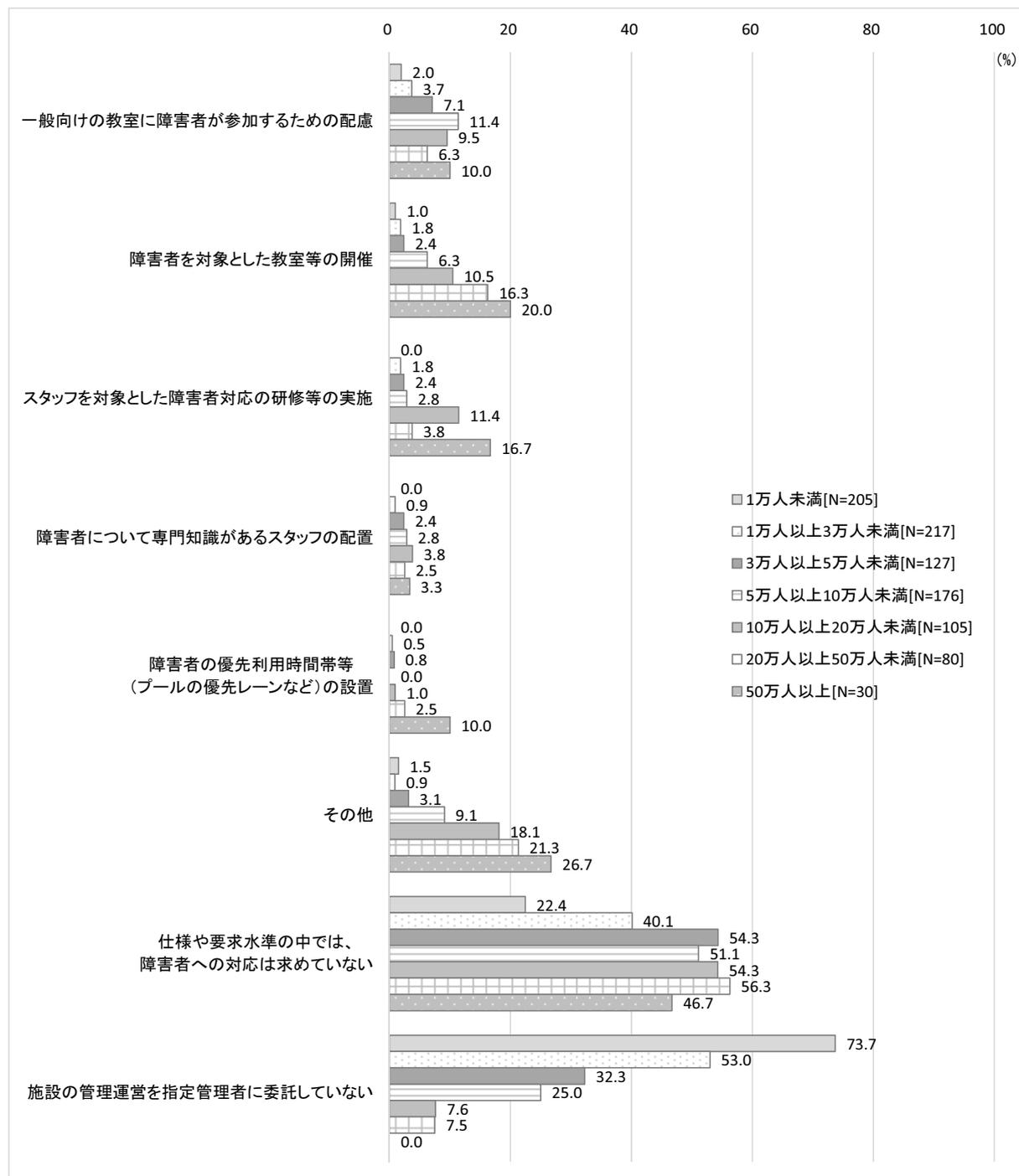
市区町村における公共スポーツ施設(障害者の専用・優先施設以外の一般的な施設)の管理運営を指定管理者に委託する際の仕様や要求水準における障害者への対応については、「仕様や要求水準の中では、障害者への対応は求めている」(43.4%)が最も多く、次いで「施設の管理運営を指定管理者に委託していない」(38.8%)、「一般向けの教室に障害者が参加するための配慮」(6.3%)であった(図表1-29)。「その他」の具体的な内容としては、「障害者雇用の有無・促進」「利用料の減免」などがみられた。

図表 1-29 公共スポーツ施設の指定管理者に求める障害者への対応(市区町村)



市区町村における公共スポーツ施設(障害者の専用・優先施設以外の一般的な施設)の管理運営を指定管理者に委託する際の仕様や要求水準の中での障害者への対応について、人口規模別にみた。その結果、「障害者を対象とした教室等の開催」「スタッフを対象とした障害者対応の研修等の実施」「障害者の優先利用時間帯等(プールの優先レーンなど)の設置」は、「50万人以上」の市区町村で最も多かった(図表 1-30)。一方、「障害者について専門知識があるスタッフの配置」では人口規模による差がみられず、いずれも5%未満であった。また、「1万人未満」「1万人以上3万人未満」の市区町村では、「施設の管理運営を指定管理者に委託していない」が多かった。

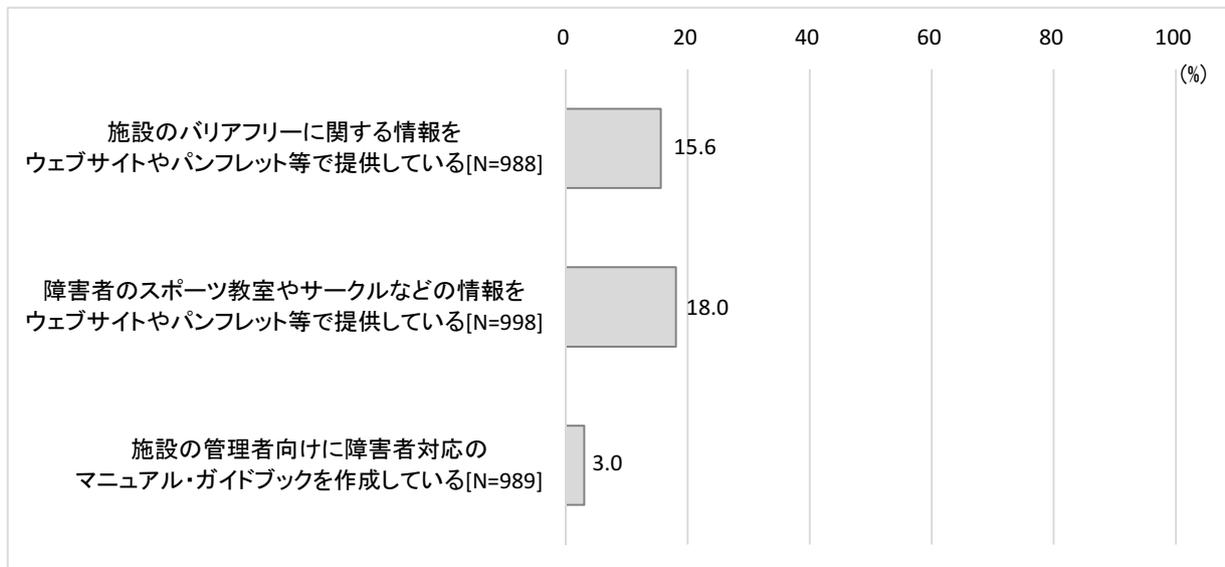
図表 1-30 公共スポーツ施設の指定管理者に求める障害者への対応(人口規模別)(市区町村)



### ③障害者のスポーツ参加促進のための取組

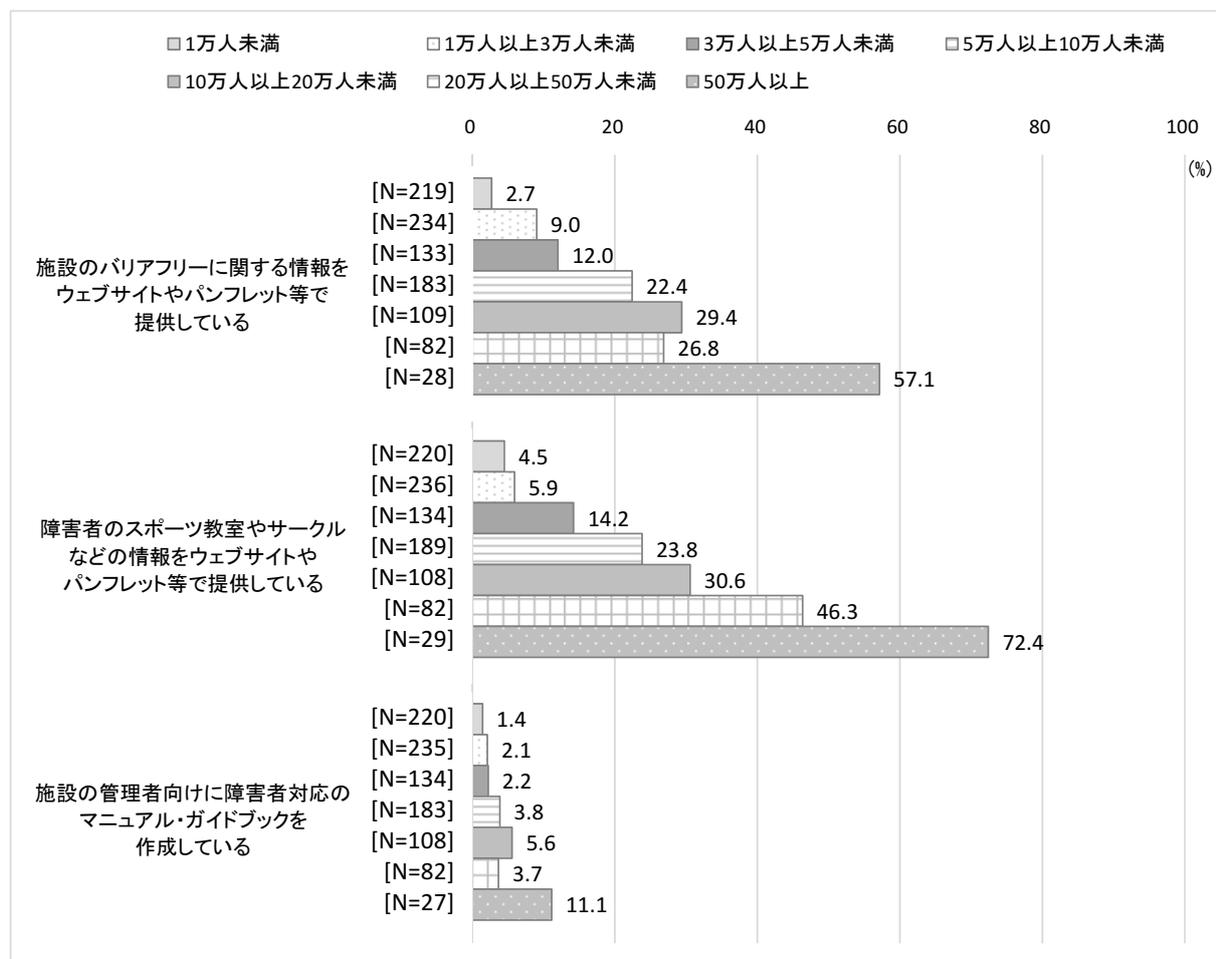
市区町村における地域の障害者のスポーツ参加促進のための取組については、市区町村では「障害者のスポーツ教室やサークルなどの情報をウェブサイトやパンフレット等で提供している」が 18.0%、「施設のバリアフリーに関する情報をウェブサイトやパンフレット等で提供している」が 15.6%、「施設の管理者向けに障害者対応のマニュアル・ガイドブックを作成している」が 3.0%であった(図表 1-31)。

図表 1-31 障害者のスポーツ参加促進のための取組(市区町村)



地域における障害者のスポーツ参加促進のための取組について、市区町村の人口規模別にみると、「施設のバリアフリーに関する情報をウェブサイトやパンフレット等で提供している」「障害者のスポーツ教室やサークルなどの情報をウェブサイトやパンフレット等で提供している」は、人口規模が大きい市区町村ほど高い割合になった。また、「施設の管理者向けに障害者対応のマニュアル・ガイドブックを作成している」は、「50万人以上」の市区町村(11.1%)がほかの市区町村に比べて多かった(図表 1-32)。

図表 1-32 障害者のスポーツ参加促進のための取組(人口規模別)(市区町村)



### 3. 調査結果(事例調査)

障害者のスポーツには、大きく「リハビリテーションスポーツ」「生涯スポーツ」「競技スポーツ」の側面がある。このため、自治体における障害者スポーツを担当する部署も、主に自立支援や社会参加の観点から福祉サービスを通じた障害者の運動・スポーツを支援する障害福祉部局と、障害者スポーツに関するイベントや教室を開催するスポーツ振興部局に分かれている。

都道府県と市区町村の障害者スポーツ推進体制を把握するため、主管部署、自治体の規模、特徴的な事業などの観点から事例ヒアリング調査を実施し、結果をまとめた。

図表 1-33 事例調査で対象とした地方自治体リスト

自治体名	主たる担当部署	特徴
福島県	・文化スポーツ局 スポーツ課	・障がい者スポーツ協会・障がい者スポーツ指導者協議会との強固な連携のもとに事業を実施 ・独自のルールで多様な障害児・者の参加を可能にした障がい者総合体育大会を開催 ・指導者協議会が企画から関わることで、「初級障がい者スポーツ指導員養成講習会」にも現場の意見を反映
福岡県福岡市	・障がい者部 障がい者施設支援課	・市の主催事業に加え、周辺市町を含めた福岡都市圏共同事業も開催 ・指導員の専門性の向上及び活躍の場の提供を目指し、障がい者スポーツセンターが独自に細やかな講習会を開催 ・区の体育館とも連携し、障害者スポーツの地域移行も進めている
新潟県長岡市	・福祉保健部福祉課 ・市民部スポーツ振興課	・福祉課で障害者の社会参加のためのスポーツ事業、スポーツ振興課で競技スポーツの普及・振興を担当 ・地域や施設等で障害者スポーツの普及・支援に携わる人を養成する「ハンディ・スポーツレクリエーション講習会」を10年以上にわたり実施 ・地元企業が中心となった実行委員会で、東日本車椅子バスケットボール選手権大会を開催
富山県魚津市	・民生部社会福祉課	・魚津市障害者連合会や当事者団体と連携して、多様な事業を主催 ・参加者のニーズに合わせて内容を見直しながら、長年にわたり体育大会や交流会を継続 ・各種事業の開催にあたっては、地域住民やボランティア、民生委員などが多数協力している
大阪府高槻市	・市民生活部 文化スポーツ振興課 ・健康福祉部 障がい福祉課	・文化スポーツ振興課と障がい福祉課の両部局がそれぞれ複数の大きな事業を所管 ・1988年に発足した「障がい者スポーツ振興懇話会」が事業に関与し、広報誌も発行 ・長年にわたり学校や地域で障害児・者の受入れを進めてきた市ならではの歴史・文化がある

## 福島県

### 【特徴】

障がい者スポーツ協会・障がい者スポーツ指導者協議会との強固な連携のもとに事業を実施  
独自のルールで多様な障害児・者の参加を可能にした障がい者総合体育大会を開催  
指導者協議会が企画から関わることで、「初級障がい者スポーツ指導員養成講習会」にも現場の意見を反映

### 1. 概要

#### (1) プロフィール

人口は1,896,758人(2017年1月1日現在)、総面積は13,784km<sup>2</sup>。県内には、59の市町村(13市31町15村)がある。郡山市といわき市が中核市に指定されている。

#### (2) 担当部署

文化スポーツ局スポーツ課の5名が、他の業務と兼務で障害者スポーツを担当している。2016年に、担当部署が保健福祉部障がい福祉課から文化スポーツ局スポーツ課に移管した。

#### (3) 予算

2015年度の予算は約2,755万円である。内訳は、障がい者スポーツ振興事業約405万円、全国障害者スポーツ大会派遣事業約1,063万円、パラリンピアン等育成支援事業約952万円、障がい者スポーツ協会運営費補助金約334万円である。

### 2. 事業の紹介

#### (1) 障害者スポーツの競技大会

##### 1) 福島県障がい者総合体育大会

障害者が、スポーツを通じて、心身の健康維持・増進を図るとともに積極的な社会参加意識と社会的自立を促進し、併せて県民の障害者に対する理解を深めることを目的として開催されている。

2015年度で53回目の開催となり、郡山市を中心とした各会場で、以下の12競技を実施した。大会全体で、選手1,666人が参加している。

陸上競技、フライングディスク、卓球、サウンドテーブルテニス、アーチェリー、サッカー、バスケットボール、車椅子バスケットボール、バレーボール、水泳、グランドソフトボール、ボッチャ

大会は全国障害者スポーツ大会個人競技の予選会を兼ねているが、独自の参加区分やルールが設けられており、障害の程度に応じた参加を可能にしている。例えば、陸上競技などの個人競技には、従来の予選会では対象区分がない精神障害の参加区分がある。また、知的障害は「軽度」と「重度」に分かれ、

重度障害者もメダル獲得をめざして参加できる。陸上競技とフライングディスクでは、「オープン参加」として、幼少期からスポーツに慣れ親しんでいる子供が大会に出場できるようにと、13歳未満の選手の参加枠が設けられている。その他、サッカーは少人数でのチーム編成ができるようにと8人制を採用しており、県代表のチームは8人制に出場している選手を選抜して参加している。このように、全国障害者スポーツ大会競技規則にはない独自のルールを加え、多様な障害児・者の参加を可能にしているのが特徴である。

主催、共催、主管は以下の通りである。当日は、主催・共催の各団体が受付等の総務業務を担当し、主管の各団体が競技運営を担当している。

主催：福島県、郡山市、(公財)福島県障がい者スポーツ協会

共催：田村市、会津若松市、本宮市、福島県教育委員会、(公財)福島県身体障がい者福祉協会、郡山市手をつなぐ親の会連合会、福島県知的障害施設協会、(社福)郡山市社会福祉協議会、(社福)田村市社会福祉協議会

主管：福島陸上競技協会、福島県水泳連盟、福島県アーチェリー協会、福島県卓球協会、福島県バスケットボール協会、福島県バレーボール協会、福島県ソフトボール協会、福島県障がい者スポーツ指導者協議会、福島県障がい者フライングディスク協会、福島県ボッチャ協会、福島パラ陸上競技協会、福島県肢体不自由者卓球協会、福島県障がい者サッカー連盟

## (2) 障害者スポーツ・レクリエーションの教室（一定期間内の継続事業）

### 1) 種目別教室

パラリンピックや全国障害者スポーツ大会（公開競技を含む）などの種目競技において、選手の育成・強化と普及・拡大を一本化するスポーツ教室を開催し、全国大会・国際大会等に出場できる選手の競技力を向上するとともに、スポーツを習慣とする愛好者の拡大を図ることを目的とした教室事業である。

2015年度は以下のとおり、14種目・86回の教室を開催し、739人が参加した。

図表 1-34 種目別教室開催事業詳細(福島県、2015年度)

種目	回数	参加者数(延べ人数)
陸上競技	9	121
フライングディスク競技	8	53
ボッチャ	9	130
車椅子バスケットボール	8	77
バスケットボール	8	153
卓球	8	49
サッカー	8	24
グランドソフトボール	6	67
アーチェリー	5	8
ゴルフ	4	8
サウンドテーブルテニス	4	12
水泳	4	10
バドミントン	3	16
ハンドバイク	2	11

主催は福島県、福島県障がい者スポーツ協会(以下、県協会)、共催は福島県障がい者スポーツ指導者協議会(以下、県指導協)である。県は事務局として、企画や当日の運営を担当している。現場の運営(会場準備、指導等)は県指導協が行っている。教室の周知は県、県協会、県指導協がそれぞれ担当している。



### (3) 障害者スポーツ指導者養成講習会

#### 1) 「初級障がい者スポーツ指導員養成講習会」

日本障がい者スポーツ協会公認「初級障がい者スポーツ指導員養成講習会」を開催している。初めてスポーツに参加する障害者に対し、健康や安全管理を重視した指導を行うとともに、スポーツの喜びや楽しさを伝えることで、スポーツを通じた障害者の社会参加・自立の手助けをする役割を担っている。2015年度は11人が参加した。

主催は福島県・県協会、共催は福島県教育委員会・県指導協である。県と県協会は、事務局として企画や当日の運営に携わっている。県指導協は、事務局のサポートとして企画や当日の運営に関わっている。県指導協が企画に入ることによって、指導現場の意見を反映した内容にすることができる。教育委員会は、特別支援学校等の教員に対して参加の呼びかけを行っている。

### (4) その他

#### 1) 団体別教室(助成事業)

県の障害者スポーツの推進に寄与している、障害者を対象にスポーツ事業を展開している団体に対し、予算の範囲内において事業の一部を助成する事業である。

助成には2種類あり、1つは対象団体に対し、事業数に関わらず1団体につき20,000円以内を助成するものである。2015年度は、県内の障害者競技団体や障害者福祉団体、計10団体に助成している。もう1つは、福島県障がい者スポーツ指導者協議会支部の事業に対し50,000円以内を助成するものである。2015年度は県内6支部のうち4支部(県北、県中、会津・県南、いわき)に助成している。

事業を開催する上で必要なスタッフの旅費・謝金の経費や、事業開催における会場使用料、通信運搬費、スポーツ傷害保険料、消耗品代が助成対象経費となる。

### 3. 特徴的な体制や取組

#### 1) 障がい者スポーツ協会・障がい者スポーツ指導者協議会との連携

福島県においては、行政と県協会、県指導協が連携し、三者体制で事業に取り組んでいる。県協会の事務局が県庁内にあり、県協会職員が指導者協議会の事務局を兼務している。

県は主な事業を県協会に委託している。県協会は 1992 年に設置された「福島県身体障害者スポーツ協会」から始まり、1996 年に法人化している。

また、県協会の内部組織として、1998 年に県指導協が設置されている。指導者協議会は、県における障がい者スポーツ指導員の連携を密にし、指導者の資質の向上を図るとともに、障害者スポーツの振興を促進することを目的とした組織である。行政と連携して、市町村、社会福祉協議会、病院、障害者事業所、教育機関、競技団体など、幅広い団体(約 2,500 団体)に情報提供を行っている。

指導者協議会には、指導員の研修、メディカル・テクニカル部門、国内外の情報収集や会員への情報提供などを担当する「専門部」と、各競技の担当指導者と部会を開催し情報交換する「競技部」、さらには広い県域をカバーするため、6 つの支部(県北、相双、県中、いわき、会津、県南)が設けられている。東日本大震災の影響で、一時期は 3 支部に再編され、各支部が広いエリアをカバーしなければならなかった。現在支部は 6 つになったものの、指導員の人数は以前に比べて減少している。

## 福岡県福岡市

### 【特徴】

市の主催事業に加え、周辺市町を含めた福岡都市圏共同事業も開催

指導員の専門性の向上及び活躍の場の提供を目指し、障がい者スポーツセンターが独自に細やかな講習会を開催

区の体育館とも連携し、障害者スポーツの地域移行も進めている

### 1. 概要

#### (1) プロフィール

人口は 1,556,369 人(2017 年 1 月 1 日現在)、総面積は 343km<sup>2</sup>。市内に 7 つの行政区(東区、博多区、中央区、南区、城南区、早良区、西区)を持つ政令指定都市である。

#### (2) 担当部署

保健福祉局障がい者部障がい者施設支援課の 2 名が、他の業務と兼務で障害者スポーツを担当している。

#### (3) 予算

2015 年度の予算は約 2 億 2,336 万円である。内訳は、大会開催経費として約 700 万円、障がい者スポーツ協会が実施するスポーツ振興等事業への補助経費として約 2,300 万円、障がい者スポーツセンターの指定管理事業経費として約 1 億 9,300 万円である。

### 2. 事業の紹介

#### (1) 障害者スポーツの競技大会

##### 1) 市民総合スポーツ大会 福岡市障がい者スポーツ大会

(陸上競技大会, フライングディスク競技大会, レクリエーション大会)

福岡市では、従来から競技団体ごとに実施されていた市民体育・スポーツ大会を集約して実施するとともに、一般市民も参加できるスポーツ競技・レクリエーション種目及び障害者スポーツ競技を加え、「市民総合スポーツ大会」として開催している。

この「市民総合スポーツ大会」の一環として、博多の森陸上競技場で陸上競技大会とフライングディスク大会、補助競技場でレクリエーション大会を、同日に実施している。2015 年度で 20 回目の開催となり、延べ 1,880 人が参加した。

陸上競技大会・フライングディスク大会は、全国障害者スポーツ大会の予選会を兼ねている。レクリエーション大会は、それらの競技大会に出られない人や重度の障害者にも



スポーツを普及・振興することを目的とし、ダンス、ボール運び、玉入れ、物干しゲームなどの種目を実施している。

主管は福岡市障がい者スポーツ大会実行委員会で、下記の代表者から構成される。



福岡市、福岡市障がい者スポーツ協会、福岡市教育委員会、  
 (公財)福岡市スポーツ協会、NPO 法人福岡市レクリエーション協会、福岡市陸上競技協会、  
 (社福)福岡市身体障害者福祉協会、(社福)福岡市手をつなぐ育成会、福岡市民間障がい施設協議会  
 福岡市立特別支援学校 PTA 連合会、(社福)福岡市社会福祉協議会、(社福)福岡市社会福祉事業団

福岡市と福岡市障がい者スポーツ協会が事務局となり、中心に活動している。会場確保や周知・集客等は主に福岡市障がい者スポーツ協会が担当しており、事業の企画や当日の運営は各実行委員で行っている。

## 2) 市民総合スポーツ大会 福岡市障がい者スポーツ大会（その他の障害者スポーツ競技）

障害者スポーツ競技 12 種目のうち、2015 年度は 8 種目の大会を福岡市立障がい者スポーツセンター「さん・さんプラザ」が主管している。そのうち、「福岡バレーボール大会」(精神障害者対象)、「卓球まつり」(STT 大会: 視覚障害者対象、一般卓球大会: 全障害児・者対象)、「福岡障がい者水泳記録会」(全障害児・者対象)は、全国障害者スポーツ大会の予選会を兼ねている。

福岡市では以下のような形で、「市民総合スポーツ大会」の中で全国障害者スポーツ大会の予選会を開催している。

**図表 1-35 全国障害者スポーツ大会予選会の実施大会(福岡市)**

全国障害者スポーツ大会予選会	対象実施大会
陸上競技	福岡市障がい者スポーツ大会陸上競技大会(大会実行委員会主管)
フライングディスク	福岡市障がい者スポーツ大会フライングディスク競技大会(大会実行委員会主管)
アーチェリー	博多っ子インドア・アーチェリー大会(大会実行委員会主管)
水泳	福岡障がい者水泳記録会(障がい者スポーツセンター主管)
卓球	卓球まつり(障がい者スポーツセンター主管)
サウンドテーブルテニス	卓球まつり(障がい者スポーツセンター主管)
バレーボール	福岡バレーボール大会(障がい者スポーツセンター主管)

※上記大会はすべて市民総合スポーツ大会として実施。

## (2) 障害者スポーツ・レクリエーションの教室

### 1) 教室事業

福岡市立障がい者スポーツセンターが主催となり、競技性、障害種、障害の程度など、利用者の多様なニーズに対応できるように様々な教室を開催している。2016 年度の主な事業は以下のとおりである。

図表 1-36 主な教室事業(2016 年度)

主な事業	主な教室名・対象者	備考
アスリート教室	水泳、陸上、ボッチャ、バドミントン、卓球の5教室	いずれも定員は10人で、2020年の東京パラリンピックを目指す選手育成・強化事業として位置づけられている。
短期教室	ユース水泳(身体障害児対象)、中高生水泳(知的障害児対象)、中高生スポーツ(同)、バレーボール(全障害児・者対象)など、全7教室。	定員は10～20人で、1～2か月の短期に実施。内容は基礎技術の習得や体操・ボールゲーム等。
年間教室	高次脳機能障がいリハビリ(脳血管障害者)、リフレッシュ(視覚障害者)、フットサル(精神障害者)、放課後スポーツ(知的・発達障害児)など、全8教室。	定員は10～25人で、1年間にわたり定期的に開催。

### (3) 障害者スポーツ指導者養成講習会

#### 1) 障がい者スポーツ指導者・支援者研修会

福岡市立障がい者スポーツセンターが主催している。2016 年度は、以下の 4 講座を実施している。

①ボランティア講座

②障がい者スポーツ講座

(「脊椎損傷／車いすバドミントン」「視覚障がい／サウンドテーブルテニス」「切断・欠損／シッティングバレーボール」「精神障がい／バレーボール」「脳血管障がい／レクリエーション」の 5 教室)

③競技別講座(「ふうせんバレーボール」「卓球バレー」の 2 教室)

④スキルアップ講座

講座の内容は、2013 年度から障害種別・競技別に細分化、専門化している。指導員の専門性を高め、活躍の場を増やすことが狙いである。

その他、福岡市障がい者スポーツ協会の主催で、「初級障がい者スポーツ指導員資格」の取得が可能となる「初級障がい者スポーツ指導員養成研修会」も開催されている。

### (4) その他

#### 1) 福岡都市圏障がい者ボウリング大会／全国障がい者ボウリング大会

市は市単独の事業だけではなく、福岡都市圏共同事業も開催している。福岡都市圏とは、福岡市を母都市とする 9 市 8 町から構成される地域である。福岡都市圏共同事業として 2 種類のボウリング大会を実施し、福岡市は市町の中で中心的な役割を果たしている。

主催は障がい者ボウリング大会福岡実行委員会で、以下の代表者から構成される。福岡市と福岡市障がい者スポーツ協会が事務局を務めている。



福岡市、福岡都市圏 4 市町、福岡市障がい者スポーツ協会、(社福)福岡市身体障害者福祉協会、(社福)福岡市手をつなぐ育成会、福岡市身体障害者福祉協会福岡第 1 第 2 ブロック連絡協議会、福岡市民生委員・児童委員協議会、(社福)福岡市社会福祉協議会、(社福)福岡市社会福祉事業団、福岡市特別支援学校 PTA 連合会、福岡市民間障がい施設協議会、福岡市精神保健福祉協議会、福岡都市圏広域行政事業組合

福岡都市圏障がい者ボウリング大会は、6 月に実施している。2016 年度で 22 回目の開催となり、選手 192 人が参加した。選手は福岡市をはじめ、福岡都市圏内の 9 市 3 町から参加している。

全国障がい者ボウリング大会は、2 月に実施している。2016 年度で 25 回目の開催となり、選手約 300 人が参加する。人気の事業で全国から多数の申し込みがあるため、参加基準を設定し、スコア表の提出を求めている。それでも最終的な参加者は抽選で確定することもある。競技にあたっては、「全国障がい者ボウリング大会」の競技規則にもとづき、障害のクラス別に分類をしている。

スタッフには、福岡市障がい者スポーツ協会のボランティア組織である H.S.S.会、福岡市立障がい者スポーツセンターの職員、高校生ボランティアなどが含まれる。

会場はどちらの大会でも、福岡市内の博多スターレーンを使用している。博多スターレーンにはガイドレールやシューターなどが備えられている。この会場の協力もあり、細かなクラス分けのされた大規模な大会を毎年実施することが可能になっている。

### 3. 特徴的な体制や取組

#### 1) 一般公共スポーツ施設との連携

市では障害者スポーツの地域移行も進めている。具体的には、地元の福岡市立南体育館と福岡市立障がい者スポーツセンターが連携を図っている。きっかけは約 20 年前、センターが南体育館での車椅子バスケットボールの実施を提案し、実現したことである。それ以降、南体育館でも障がい者スポーツの受入れが徐々に進み、競技用車いすの使用も認められるようになってきた。今ではセンターの一部の大会を南体育館で実施したり、南体育館がセンターにイベントの依頼をしたりとさらに連携を深め、障害者スポーツの地域移行に取り組んでいる。

#### 2) 障害者スポーツ指導者の活用

福岡市スポーツ振興計画には「障がい者スポーツ指導者の積極的な育成・活用」が盛り込まれ、福岡市立障がい者スポーツセンターで「障がい者スポーツリーダー制度」を立ち上げる構想がある。障がい者スポーツ指導員資格を取得し、より専門性を高めて活躍の場を広げてもらうために、障害種別・競技別の講習会を開催する。一方で、指導員資格を取得したものの、スポーツ指導よりも地域で障害者の支援を行いたいと考え、資格の更新をしない人もいる。そうした人たちに対しては、H.S.S.会を通してボランティアとして活躍してもらう体制を整えている。

このように、専門性の高い指導者から地域の支援者まで幅広く育成をすることで、更なる障害者スポーツの普及・振興が可能になる体制をめざしている。

## 新潟県長岡市

### 【特徴】

福祉課で障害者の社会参加のためのスポーツ事業、スポーツ振興課で競技スポーツの普及・振興を担当  
地域や施設等で障害者スポーツの普及・支援に携わる人を養成する「ハンディ・スポーツレクリエーション講習会」を10年以上にわたり実施

地元企業が中心となった実行委員会で、東日本車椅子バスケットボール選手権大会を開催

## 1. 概要

### (1) プロフィール

人口は274,977人(2017年1月1日現在)、総面積は891km<sup>2</sup>。新潟県のほぼ中央部に位置し、施行時特例市に指定されている。

### (2) 担当部署

福祉保健部福祉課では3名が、障害者の社会参加のためのスポーツ事業を他の業務と兼務で担当している。

市民部スポーツ振興課では3名が、競技スポーツの普及・振興を他の業務と兼務で担当している。

### (3) 予算

2015年度の予算は、福祉課で51万円である。内訳は、心身障害児・者のための水泳教室に20万9千円、ハンディテニススクールに15万円、ハンディスポーツ・レクリエーション講習会に5万5千円、ふれ愛スポーツのつどいに9万6千円である。

スポーツ振興課の予算は264万3千円である。内訳は、障害者スポーツ講演会・研修会に90万7千円、スポーツ・レクリエーションフェスタに173万6千円である。

## 2. 事業の紹介

### (1) 障害者スポーツ・レクリエーションの教室（一定期間内の継続事業）

#### 1) 心身障害児・者のための水泳教室

障害児・者の身体機能の向上、障害者スポーツの普及、障害者の社会参加促進などを目的とし、初心者・未経験者を主な対象に、水中歩行などの水に親しむプログラムが中心である。25年以上続いている教室で、申込者数が定員を超える年度もある。

2015年度は6月中旬～7月上旬の毎週土曜日、計5回開催し、障害児・者23人が参加した。参加者の障害種は肢体不自由、視覚障害、知的障害であった。

当日の指導及び水中介助を長岡婦人水泳クラブに依頼しており、クラブからは約20人が協力している。

## 2) ハンディテニススクール

障害児・者の身体機能の向上、ボランティア・参加者との交流、障害者の社会参加促進などを目的とし、25年以上続いている教室事業である。2015年度は長岡市南部体育館にテニスコートを2面作り、基礎的な内容(ラケットの持ち方、ボールの打ち方など)を学ぶ初級者用コース、基礎が身についている中・上級者用のコースを準備し、レベルに合わせた指導を行っている。当日の技術指導は、長岡市テニス協会に依頼している。2015年度は10月中旬～11月中旬の毎週水曜日、計5回開催した。参加者は21人(肢体不自由、聴覚障害、知的障害、精神障害)であった。

## (2) 障害者スポーツ指導者養成講習会

### 1) ハンディ・スポーツレクリエーション講習会

市内において障害者のスポーツ・レクリエーションの普及・促進に関わる指導者やボランティアを養成している。

2015年度は6月下旬～7月の毎週木曜日、計5回開催した。参加者は23人で、講習会では講義と実技が行われた。講義は「各種障害の理解と配慮」「障害者のスポーツ大会と競技種目」などをテーマに行われ、実技ではフライングディスク、ボッチャ、卓球バレー、ポールウォーキングなどを体験した。また、日本レクリエーション協会公認「レクリエーション・インストラクター」の資格取得に向けた単位としても認められている(2015年度まで)。

2016年度には新潟県障害者スポーツ協会へ業務委託を行っており、障害者スポーツ普及の観点から、施設の職員や地域のコミュニティセンターの職員が参加している。

## (3) 障害者と健常者の交流を目的としたスポーツ大会

### 1) ふれ愛スポーツのつどい

2015年度は年2回(9月・12月)開催し、障害者(肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、知的障害、精神障害)やその家族・ボランティアなど合わせて165人が参加した。障害者の社会参加と周囲への障害理解を深めることを目的に、フライングディスク、カローリング、ボッチャ、卓球バレーの体験会を実施した。多様な障害特性に対応できるように独自の競技規則を作成し、障害の有無に関わらず同じルールで参加している。

主催は長岡市で、「ふれ愛スポーツのつどい実行委員会」が企画した。実行委員は小学校教師や地域スポーツ推進委員など計9人で構成した。

「ふれ愛ダンス」として実施していたイベントが実施形態を変更し、徐々に種目数を増やし、多様な障害者のニーズに対応してきた。2016年度からは実施内容の質的向上に重きを置くようになり、ボッチャ交流大会をメインにイベントを開催している。実施プログラムは新潟県障害者スポーツ協会に委託して、専門性の高い指導・運営を提供してもらっている。



#### (4) 一般の市民運動会等における障害者スポーツ体験・紹介ブースの設置

##### 1) ながおかスポーツレクリエーションフェスタ

すでに 20 年以上続いている事業であるが、東京パラリンピック競技大会開催決定を契機に、障害者スポーツの体験ブースを設置した。2015 年度はフライングディスク(アキュラシー、ディスクゲッター9)の体験ブースを設けている。延べ人数で約 3,100 人が参加し、そのうち障害者スポーツの体験ブースには約 300 人が来場した。

#### (5) その他

##### 1) 障害者スポーツに関する講演会・研修会

2015 年度に、長岡市で初めて「日本障がい者スポーツ協会公認 障がい者スポーツ指導員養成講習会(初級)」を開催しており、「障がい者スポーツとパラリンピック」と題した講演を講習会のカリキュラムに組み込み、受講者 24 人に加えて、一般の参加者 70 人が参加した。

2016 年度には、前年度の資格取得者を含めた障害者スポーツの支援者を対象にフォローアップ研修会を開催した。

### 3. 特徴的な体制や取組

#### 1) 東日本車椅子バスケットボール選手権大会

長岡市市民体育館では、毎年東日本車椅子バスケットボール選手権大会が開催されている。新潟県や長岡市などが後援している。

1988 年に、市内で福祉機器などを扱う企業が中心となり、「長岡車椅子バスケットボール選手権大会」として始まった。1992 年から東日本地域へと拡大し、2015 年度には東日本選手権として 24 回目の開催となった。

2004 年度には 7.13 水害(平成 16 年 7 月新潟・福島豪雨)により開催が危ぶまれ、2005 年度には前年の新潟県中越地震の影響を受けて市外で開催された。そうした危機を乗り越え、長岡車椅子バスケットボール選手権大会の時代から 28 年間、ほぼ長岡市で開催されている。

## 富山県魚津市

### 【特徴】

魚津市障害者連合会や当事者団体と連携して、多様な事業を主催  
参加者のニーズに合わせて内容を見直しながら、長年にわたり体育大会や交流会を継続  
各種事業の開催にあたっては、地域住民やボランティア、民生委員などが多数協力している

### 1. 概要

#### (1) プロフィール

人口は 42,706 人(2016 年 12 月末現在)、総面積は 201km<sup>2</sup>。市の北西部は富山湾に面しており、県下屈指の漁場として知られている。

#### (2) 担当部署

民生部社会福祉課の 2 名が、他の業務と兼務で障害者スポーツを担当している。

#### (3) 予算

2015 年度の予算は約 75 万円である。内訳は、障害者スポーツ大会出場関係費約 10 万円、全国大会出場者激励金約 6 万円、魚津市障害者連合会への委託費約 58 万円(水泳教室約 12 万円、体育大会・ボウリング大会約 46 万円)である。

### 2. 事業の紹介

#### (1) 障害者スポーツ・レクリエーションの運動会（市民大会など）

##### 1) 魚津市障害者体育大会

スポーツを通して参加者が障害の垣根をこえて交流を深め、同時に機能回復を図ることを目的とし、毎年 8 月に開催している。2015 年度は午前 6 競技(玉入れ、パン食い競争、紅白リレーなど)、午後 3 種のレクリエーション(バッコウ、スカットボール、カローリング)を実施した。参加者は約 130 人(身体障害・知的障害・精神障害者約 80 人、ボランティア・介助者約 50 人)で、競技の実施にあたっては、参加者の障害の程度に配慮したグループ分けを行っている。



当初は身体障害者の団体を中心に開催していたが、広く参加者を募るため知的障害者の団体にも参加を呼びかけるようになった。2000 年に魚津市障害者連合会が発足し、それ以降、精神障害者も含めた大会となった。2015 年度で 35 回目の開催となり、初めて午後のプログラムにレクリエーションを導入している。レクリエーションはスポーツ推進委員に指導を依頼している。

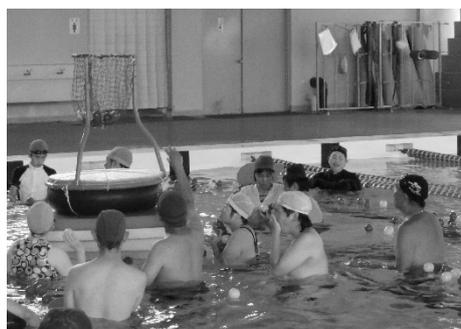
市は大会の運営を魚津市障害者連合会に委託しているが、社会福祉課の職員が当日参加し、競技補助などを行っている。午後のレクリエーションの部には教育委員会生涯学習・スポーツ課の職員も参加している。また、市立西部中学校の生徒が15～20人程度、ボランティアとして参加している。

## (2) 障害者スポーツ・レクリエーションの教室（単発事業）

### 1) 障がい者のための水泳教室

水に親しみながら機能回復を図り、泳ぎ方を学習することを目的としている。7月から8月にかけて計3回開催している。3回の曜日を変えて、様々な人が参加しやすいように配慮している。

2015年度には3日間で267人（障害児・者157人、職員・家族など110人）が参加した。知的障害者や、10代・20代の参加者が大半を占めていた。2016年度には参加者がさらに増加し、1日で100人の参加もみられた。



会場は魚津市総合体育館室内温水プールで、2レーンを一般客に開放したまま、4レーンと子供用プールを水泳教室で貸し切りになっている。ビート板や浮きを用いた泳ぎの練習、すべり台や玉入れなどのレクリエーション活動などに加えて、参加者が自由に活動できるエリアも設けているため、普段よりも障害者がプールを利用しやすい環境となっている。

市は運営を魚津市障害者連合会へ委託している。また、魚津市水泳協会の4人の指導員が、当日の指導を担当している。

## (3) 一般のマラソン大会等における障害者部門の設置

### 1) 魚津しんきろうマラソン

主催は魚津市、魚津市体育協会、富山陸上競技協会、市では教育委員会生涯学習・スポーツ課が担当している。競技種目に「車いすの部」(10km、2017年度よりコース変更のため9.5km)を設けている。近年の各地のマラソン大会の傾向にならい、また実際に要望もあったことから、車いすの部を設置した経緯がある。レーサー仕様車でヘルメットを着用し、55分以内に完走できることを参加資格としている。レース中には制限時間の関門を1カ所設けている。

2015年度の大会には約5,600人が参加し、そのうち車いすの部には22人が参加した。車いすの部の参加者は20代から70代まで幅広く、魚津市外や富山県外の居住者であった。

#### (4) その他

##### 1) ボウリング交流会

魚津市内の福祉事業所などの利用者、その家族、関係者が親睦を深め、スポーツを通して機能回復を図ることを目的に開催している。2015年度には約90人(身体障害・知的障害・精神障害者約60人、ボランティアなど約30人)が参加した。会場は隣市黒部市のノースランドボウル黒部で、車いす利用者は投球補助台を使用することができる。



市は運営を魚津市障害者連合会へ委託している。また、当日は民生委員が各レーンで補助をしている。

2008年3月までは、障害者連合会の家族慰安会として、健康体操や各施設の発表などを実施していた。参加者のうち身体障害者が減り、知的障害・精神障害の参加者が増加してきたこと、若者の参加者が増加したことなどをふまえ、2009年度からは新しい事業としてボウリング交流会を開催している。

#### 3. 特徴的な体制や取組

##### 1) 事業の連携先・委託先

市の事業は、主に魚津市障害者連合会に委託している。魚津市障害者連合会には身体障害・知的障害・精神障害の各団体が含まれている。3障害が集まって活動しているのは、富山県内では魚津市のみである。

障害者連合会のほかにも、市内の以下の団体等と連携して各種事業を開催している。

- ・身体障害者団体:魚津市視覚障害者協会、魚津市肢体障害者協会、魚津市聴覚障害者協会
- ・知的障害者団体:魚津市手をつなぐ育成会、NPO 法人わかき会
- ・精神障害者団体:魚津しんきろう会、みどり会、オアシス会
- ・社会福祉法人 魚津市社会福祉協議会 等

上記の各団体には、主にイベント等の周知、参加者の募集について協力してもらっている。事業の企画・運営は障害者連合会が実施し、事業内容により必要であれば、障害者連合会から講師や団体へ運営協力の依頼を行っている。また、当日の運営には、ボランティアや地域住民、民生児童委員などが多数関わっている。

##### 2) 魚津市出身のアスリート

魚津市出身であるボッチャの藤井友里子選手(リオデジャネイロ2016パラリンピック競技大会銀メダリスト)や、車椅子バスケットボールの岩井孝義選手(アジアユースパラ競技大会マレーシア2013代表)がメディアに取り上げられ、市民の障害者スポーツに対する認知度も高まった。藤井選手がボッチャの教室を開催したり、岩井選手が地元の「ありそドーム」内のアリーナを練習に使用したりと、市民が競技力の高い選手を身近に感じられる環境がある。

## 大阪府高槻市

### 【特徴】

文化スポーツ振興課と障がい福祉課の両部局がそれぞれ複数の大きな事業を所管  
1988年に発足した「障がい者スポーツ振興懇話会」が事業に関与し、広報誌も発行  
長年にわたり学校や地域で障害児・者の受入れを進めてきた市ならではの歴史・文化がある

### 1. 概要

#### (1) プロフィール

人口は354,216人(2016年12月末現在)、総面積は105km<sup>2</sup>。大阪市と京都市の中間に位置し、中核市に指定されている。

#### (2) 担当部署

市民生活部文化スポーツ振興課の2名、健康福祉部障がい福祉課の1名が、他の業務と兼務で障害者スポーツを担当している。

#### (2) 予算

2015年度の予算は、文化スポーツ振興課で約14万9千円である。内訳は、年に2回発行している広報誌「障がい者とスポーツ」の印刷製本費として約9万1千円、その他会議の手話通訳者謝礼の報償費や消耗品費等で約5万7千円となっている。障がい福祉課は市民ふれあい運動会に約90万円を負担している。負担金は参加賞・景品代や、手話通訳・要約筆記謝礼、点字資料作成等、様々な用途で使用されている。

### 2. 事業の紹介

#### (1) 障害者スポーツ・レクリエーションの運動会（市民大会など）

##### 1) 高槻市市民ふれあい運動会

障害の有無に関わらず参加できる運動会として、毎年10月に開催されている。主催は高槻市市民ふれあい運動会実行委員会で、下記の団体より1人から3人の実行委員(総数45人前後)が参加する。障がい福祉課が担当している。



高槻市、高槻市教育委員会、  
高槻市身体障害者福祉協会、  
高槻市視覚障害者福祉協会、高槻市聴力障害者協会、  
高槻手をつなぐ親の会、高槻市肢体不自由児者父母の会、高槻市腎友会、  
高槻市精神障害者家族連絡協議会、高槻喉友会、高槻難聴児親の会、高槻事業所連絡会、

高槻市民生委員児童委員協議会、高槻日赤技能奉仕団、高槻市ボランティア連絡協議会、高槻市スポーツ団体協議会、高槻市スポーツ推進委員協議会、高槻市青少年指導員協議会、高槻市PTA協議会、高槻市こども会連合会、高槻スカウト連絡会、フィットネス21事業団、高槻市みどりスポーツ振興事業団、高槻市社会福祉協議会

実行委員会の中で事務局及び競技専門委員会(それぞれ10人前後)を立ち上げ、具体的な内容を企画する。会場は例年、障がい福祉課から依頼して高槻市立第一中学校にて開催する。周知についてはポスターやチラシを作成し、障がい福祉課及び障害者団体が市内関係機関、幼稚園、小中学校、近隣支援学校等に配布する。また、障がい福祉課では、市の広報誌やホームページにも情報を掲載し、広く一般市民の参加を呼び掛けている。当日の運営は、招集や競技準備は主にスポーツ団体、その他は市職員及びボランティア団体、事業所、団体従事者が対応している。2015年度で34回目の開催となり、約1,200人が参加した。車椅子バギー競争、パン食い競争、綱引き、紅白玉入れ、リレーなどの競技を実施した。参加者は障害者団体や通所事業所利用者が中心となるが、近年は乳幼児連れの親子の参加が増えている。

参加者には全ての障害者が含まれるが、種別や程度により競技への参加が難しいなどの課題もある。また、障害者団体会員の高齢化や天候(気温)により、体調管理が難しくなっていることから、競技種目や参加人数の検討が必要となっている。

## (2) 障害者スポーツ・レクリエーションの教室(単発事業)

### 1) ふれあいレクリエーションスポーツの集い

障害者が自ら積極的にスポーツ・レクリエーション活動に参加し、その活動を通して障害の種別をこえて「ふれあいと交流」を深めるとともに、障害者スポーツの振興を図ることを趣旨としている。

2015年度で26回目の開催となり、約190人(障害者約100人、スタッフ約90人)が参加した。参加者には全ての障害者が含まれる。高槻市立古曽部防災公園体育館を会場にして、フライングディスク、ストラックアウト、リズムゲーム、風船バレーなどが行われた。

主催は高槻市及び高槻市障害児者団体連絡協議会、高槻事業所連絡会である。市では文化スポーツ振興課が担当している。障がい者スポーツ振興懇話会(詳細は後述)が協賛している。



### 2) ふれあいプールレクリエーション

スポーツ活動の機会の少ない障害者に、水に親しむことにより、障害の種別をこえて「ふれあいと交流」を深めるとともに、安全に気をつけ、スポーツ・レクリエーション活動の楽しさを味わってもらうことを趣旨としている。2015年度で28回目の開催となり、約80人が参加した。参加者には全ての障害者が含まれる。高槻市立市民プールを会場にして、アクアビクス、水中ウォーキング、車いすの参加者向けの水中リラクゼーションなどのプログラムが実施された。「ふれあいレクリエーションスポーツの集い」と同じく、主催は高槻市及び高槻市障害児者団体連絡協議会、高槻事業所連絡会、協賛は障がい者スポーツ振興懇話会

となっている。

### (3) 障害者スポーツ・レクリエーションの教室（一定期間内の継続事業）

#### 1) 障がい児・者スポーツ教室

市内に在勤・在学・在住する障害児・者を対象に、1年間実施している教室事業である。定員は各回30人で、フライングディスク、インディアカ、ピロポロ、ボッチャ、トランポリン、ショートテニス、卓球、キャッチザスティックなどを楽しむことができる。文化スポーツ振興課が担当し、運営を指定管理者の公益財団法人高槻市みどりスポーツ振興事業団に委託している。

#### 2) 高槻市体力づくり教室（プール）

高槻市立市民プールを会場にした水泳教室で、文化スポーツ振興課が担当し、運営を指定管理者の公益財団法人フィットネス21事業団に委託している。「身体障がい者スイミング」「肢体不自由児・者スイミング」「知的障がい児親子スイミング」「知的障がい者スイミング」の4教室がある。クラスごとにリラクゼーション、水慣れ、4泳法習得など、内容や強度が異なっている。定員は各回10～15人である。

#### 3) 高槻市体力づくり教室（体育館）

古曽部防災公園体育館、総合スポーツセンターを会場にした体力づくり教室で、「障がい児親子体育教室」を実施している。サーキット形式の運動やレクリエーションで親子が一緒に運動することを目的とした教室で、文化スポーツ振興課が担当し、運営を指定管理者の公益財団法人高槻市みどりスポーツ振興事業団に委託している。

### (4) 障害者と健常者の交流を目的としたスポーツ大会

#### 1) サウンドテーブルテニス市民交流会

2015年度は6月に高槻市総合体育館で開催し、122人が参加した。高槻市視覚障害者福祉協会23人、スタッフ25人のほか、一般市民24人、地元の小学校4年生50人が参加している。初めての子供たちも慣れるとラリーが続くようになり、楽しんでいる。障がい福祉課が担当し、高槻市視覚障害者福祉協会に運営を委託している。

### (5) 一般の市民運動会等における障害者スポーツ体験・紹介ブースの設置

#### 1) 障がい者スポーツ講習会

市内に在住・在勤・在学する人を対象とし、ボッチャ、シッティングバレーボール、STT、車椅子バスケットボールなどの障害者スポーツを体験できるプログラムになっている。2016年度は古曽部防災公園体育館、総合スポーツセンターを会場として、年10回開催予定である。文化スポーツ振興課が担当し、運営を指定管理者の公益財団法人高槻市みどりスポーツ振興事業団に委託している。

## 2) 合同スポーツ体験教室

小学生を対象に各種のスポーツを体験してもらうイベントで、2015年度には約1,700人が来場した。野球、ラグビー、武道などの体験教室がある中で、昼の特別企画としてシッティングバレーボールを実施した。高槻市出身の金木絵美選手が指導している。主催は高槻市スポーツ団体協議会、共催が高槻市である。



## 3) 高槻市民スポーツ祭

毎年体育の日に実施されるスポーツ祭で、50m走、走り幅跳び、テニス体験などとともに、STTが体験できるブースを設置している。主催は高槻市民スポーツ祭実行委員会で、市では文化スポーツ振興課が担当している。

## 3. 特徴的な体制や取組

### 1) 障がい者スポーツ振興懇話会

市では1988年から、障害者のスポーツ・レクリエーションの振興を図ることを目的として、「障がい者スポーツ振興懇話会」を発足させた。懇話会は、以下の団体の代表者によって構成されている。

高槻市(文化スポーツ振興課、障がい福祉課)、高槻市障害児者団体連絡協議会、高槻市スポーツ団体協議会、高槻市スポーツ推進委員協議会、高槻市ボランティア連絡協議会、高槻市社会福祉協議会、高槻事業所連絡会、高槻市みどりスポーツ振興事業団

現在、事務局は文化スポーツ振興課に置かれているが、発足当初から福祉部局ではなくスポーツ担当部局(市民体育課)に置かれていた経緯がある。

懇話会は「ふれあいレクリエーションスポーツの集い」「ふれあいプールレクリエーション」に関わっている。また、年に2回、それらの活動や市民ふれあい運動会の報告、全国障害者スポーツ大会の結果報告など、市内の障害者スポーツの取組を紹介する広報誌(「障がい者とスポーツ」)を発行している。

市では、文化スポーツ振興課と障がい福祉課の両部局が、複数の大きな事業を主管している。こうした懇話会の活動があり、職員も相互の事業に参加することで、連携が可能な体制ができている。

### 2) 障害者団体連絡協議会との連携

市には40年以上前より、当事者団体・家族会からなる障害者団体連絡協議会があり、今でも毎年各団体の懇談会、及び協議会の懇談会が開かれている。障がい福祉課も参加し、当事者の要望を聞いている。

高槻市では古くから、地域の幼稚園や小中学校で障害児を受入れ、市の事業所や作業所では重度・最重度の障害者を多く受入れてきた。このように、地域で障害児・者の受入れを進めてきた歴史・文化があり、障害者スポーツに関しても長年にわたり継続している事業が多く存在する。